

## 第1次世界大戦期ドイツの社会保険制度 (5)

加来, 祥男  
九州大学 : 名誉教授

<https://doi.org/10.15017/1657352>

---

出版情報 : 経済学研究. 82 (4), pp.33-59, 2015-12-25. 九州大学経済学会  
バージョン :  
権利関係 :

# 第1次世界大戦期ドイツの社会保険制度 (5)

加 来 祥 男

はじめに

## I 大戦前の社会保険制度—概観—

1 制度的枠組み (第79巻第2・3合併号)

2 実績

3 小括 (第79巻第4号)

## II 大戦期の社会保険制度

1 戦時期の制度改正 (第80巻第4号)

2 戦時期の社会保険実績

(1) 疾病保険 (第81巻第4号)

(2) 労災保険

## (2) 労災保険

### a 戦争と労災保険制度

戦争に労災保険制度がどのように対応したのか、また、戦争の長期化に伴ってどのような問題があると考えられていたのか、それを同時代の文献を手掛かりにしてみることにしよう。

戦争勃発直後の1914年8月8、9日にベルリンに事務所を構える同業保険組合の代表者がライヒ保険庁で会議を開いた。そこでは、戦争によって必要となる10項目の措置について合意され、それは翌10日にはライヒ保険庁から「同文通達」Runderlaßとしてすべての同業保険組合理事会に伝えられた。これが戦争に対する労災保険制度の最初の対応措置であった。その骨子は以下のとおりである<sup>154)</sup>。

①係争中の上告案件をできるだけ速やかに解決する。

そのために、場合によっては上告を取り下げ、負傷者の要求を認める。

②さしあたり3カ月間は年金の切り下げや停止は行わない。

③年金の切り下げや停止に関する異議申し立ての決定を取り下げる。

④負傷者に対する一時金の支給を当分見合わせる。

⑤補償委員会の欠員は選挙によってすぐに埋める。

⑥戦線に入る年金受給者の家族に対する傷害年金の支払いはできるだけ簡素にする。

154) Runderlaß des Reichsversicherungsamts an die Vorstände sämtlicher ihm unterstellten gewerblichen und landwirtschaftlichen Berufsgenossenschaften einschließlich der Versicherungsgenossenschaft der Privatfahrzeug- und Reiterbesitzer über durch die Kriegslage erforderliche Maßnahmen. Vom 10. August 1914, in: *Amtliche Nachrichten des Reichsversicherungsamts*, 30. Jg. Nr. 8 vom 21. August 1914, S. 615.

- ⑦基礎台帳や保険料などの係争を当分の間できるだけ休止する。
- ⑧労働者の生命と健康の維持が重要であり、事故防止規定遂行の監督をできるだけ維持する。その他に、多数の未習熟者の雇用を想定しなければならない。
- ⑨これまでに科された刑罰を免ずることができる。
- ⑩戦争によって勤務できない保険組合職員の家族に対する扶助をできるだけ優遇する。

この「同文通達」では、労災保険では制度そのものには変更を加えず、それを円滑に運営していくことが重視されており、ことに被保険者の立場や主張を尊重しようとする姿勢が目立っている。戦争遂行に不可欠な社会的安定を維持するためにはそれが肝要だと考えられたのであろう<sup>155)</sup>。

1914年9月5～12日のマルヌにおける戦闘で決着がつかず、戦争が長期化の様相を呈し始めた14年11～12月に、同業組合医師会の機関誌『労災保険の実践』*Unfallversicherungs-Praxis*に「戦争とライヒ労災保険」と題する記事が掲載された<sup>156)</sup>。これは、「戦争は我が国の社会保険の

保険者に、これまでの経験にない全く新たな状況をもたらした」として、社会保険に対する戦争の影響を分析したものであった。労災保険については以下のことが述べられた。

(1) 戦争の影響は、同業保険組合が属する経営部門が戦争とどのようにかかわっているかによって大いに異なっている。①農業や鉄鋼業のように、製品に対する需要が継続するかむしろ高まった部門、②衣服工業や食料品工業のように、需要の不足が軍需品に対するそれで埋め合わされた部門、③建設業やガラス工業、奢侈品工業のように、不振に陥ってしまった部門という3つがそれである。

(2) 労災保険制度における保険料は、当該年だけではなく従来からの事故によって決定される。また、「ライヒ保険法」第741条以下の規定によって積立金が形成されねばならない。同業保険組合の被保険者数が少なくなればなるほど、加入者の保険料負担は相対的に重くなるけれども、同業保険組合はこれに対処できる。経営の停止・縮小が著しい同業組合では、保険料軽減のために同法第744条によって積立金の利子を使うことができ、緊急の場合には、同法第736条によって、積立金を取り崩すこともできる。こうして、「戦争に関連する困難を乗り越えるために、現行法の規定は十分な根拠を与えているから、特別の緊急法は不要で」あり、同業保険組合の将来の給付能力に対する懸念はない。事業の休止・縮小の場合には、賃金とともに事故数も減少する。

(3) 1914年には、必要とされる資金は前年からほとんど減少していない。前年からの補償が継続し、13週間という待機期間のために、死亡事故を別とすれば、9月末までに起こった事故の補償は年末までに決定されるからである。

155) うえの「同文通達」は、大戦期の労災保険制度を扱った文献のなかで多く紹介され、論評されている。例えば、*Berufsgenossenschaft. Zeitschrift für die Reichs-Unfallversicherung. Organ für die Veröffentlichungen des Verbandes der Deutschen Berufsgenossenschaften*, 29. Jg. Nr. 16, 31. August 1914, S. 173; Lohmar, Einiges über die Aufgaben der Berufsgenossenschaften im Kriege, in: *Berufsgenossenschaft*, 29. Jg. Nr. 18, 30. September 1914, S. 189-192; Kriegszeit und Reichsunfallversicherung, in: *Unfallversicherungs-Praxis. Zeitschrift für die öffentliche und private Unfallversicherung. Organ für Berufsgenossenschaftsärzte*, 18. Jg. Nr. 5, 1. Dezember 1914, S. 42; Kriegsmaßnahmen in der Arbeiterversicherung, in: *Monatsblätter für Arbeiterversicherung*, 8. Jg. Nr. 10/11, 17. Oktober 1914, S. 139-140; Dr. Stier-Somlo, Zum Rechte der Sozialversicherung in der gegenwärtigen Kriegszeit, in: *Zentralblatt der Reichsversicherung*, 10. Jg. Nr. 19/20, Oktober I/II 1914, S. 366-367. などである。ここからも、この通達が大きな意味をもったことが窺われる。

156) Kriegszeit und Reichsunfallversicherung, in: *Unfallversicherungs-Praxis*, 18. Jg. Nr. 4, 15. November 1914, S. 29-31; Nr. 5, 1. Dezember 1914, S. 40-42.

(4)「ドイツ軍のこれまでの戦果をみると、軍事行動はきっと近い時期に終わると考えられる」と見通される。1914年8月10日の「同文通達」は「同業保険組合に対する強制的な規定ではなく、全体的な利益のために望ましいと推奨される措置」である。

(5)「まとめていうと、戦争にも拘らず、事故負傷者の請求権はこれまでと同じく保障されており、場合によっては同業保険組合の適当な管理措置によってとくに厚意的な処理すらなされること、また、保険料支払の義務は続いているけれども、企業家の不利な経済状態を適切に考慮する道は開かれていること、が確認できる。いずれにしても、同業保険組合の給付能力は戦況によって損なわれることはない」と総括された。

この記事では、戦争の影響が産業部門、したがって産業別に組織された同業保険組合によって異なっていること、召集や事業の停止・縮小によって被保険者数が減少したところでは保険料が割高になることが指摘されている。それでも、同業保険組合は「ライヒ保険法」における保険財政に関する規定の運用によって対応可能である、と考えられた。

その後、1915年7月に出された『ライヒス・アルバイツブラット』誌第13巻第7号に掲載された「戦争中のドイツ社会保険」<sup>157)</sup>は、ドイツの社会保険制度が戦争によって受けた影響と現状を描き出している。そのうち、労災保険に関する要点を抜き出してみよう。

(1)まず、「労災保険が戦争から受ける影響は疾病保険よりも直接にははるかに小さい。」軍務召集とともに被保険者は労災保険を脱退することになるからである。他方で、召集された労働者が受給していた年金については、手続きを簡素化したうえで、応

召者の家族に継続支給された。

(2)他方で、習熟していない補助労働力が多く雇用されねばならず、また、戦傷者が就業生活に復帰すれば、事故の危険性が高まることが懸念される。

(3)「業務継続のために同業保険組合の給付能力を法的に特別に規制し保護する必要はなかった。」ここでも1914年8月10日の「同文通達」の趣旨が確認され、さらに、15年6月2日の再通達が同業保険組合に対して「戦争期間中、経営の労働者を十分に保護し、技術的監督業務に留意し、とくに技術職員の欠員が生じた場合にはそれを埋めるよう、指示した」と記された。

(4)同業保険組合では経常支出の割当に加えて補償額に対する付加金が徴収されて、それによって積立金が形成される。同業保険組合はその積立金を利用することができる、とされた。

(5)同業保険組合はその給付能力が全体としては十分だとみなしている。法律が定める課題を超えて手持ちの資金と設備を戦争目的に利用するという要望が同業保険組合で出ていることから、それがわかる。けれども、加入者の保険料と資産は制度本来の目的以外には用いられないという「ライヒ保険法」第736条によって、ライヒ保険庁はその要望を承認しなかった。可能な限り戦時福祉事業がなされた。

この記事でまず目を惹くのは、労災保険に対する戦争の影響が疾病保険の場合とは異なるという指摘である。また、1914年8月10日の「同文通達」に示される基本姿勢が引き継がれていることも注目される。さらに、うえに紹介した14年末の記事と同様に、「ライヒ保険法」の規定によって同業組合の財政が弾力的に運用できることが指摘されている。そして、実際には、同業保険組合の財政には全体としてはゆとりがあり、それゆえに戦時福祉事業への参画も可能だ、と述べられている。

157) Die deutsche Sozialversicherung während des Kriegs, in: *Reichs-Arbeitsblatt*, 13. Jg. Nr. 7, 1915, S. 593.

1916年9月15日に出た『月刊労働者保険』第10巻第8/9号には、「戦争に関連した労災保険の法とその実施」<sup>158)</sup>が掲載された。これは当時の状況と問題を詳細に叙述している。そこで取り上げられたのは以下のような問題であった。

(1) 1914年8月10日の「同文通達」は、年金引き下げや停止を戦争の3カ月間には行わず、異議申し立ての決定を取り下げるという方針を出した。その趣旨は、14年11月24日、28日、15年3月3日と相次いで出された通達や布告でも繰り返された。

(2) ドイツの保険制度がその適用領域をドイツ国内に限定した「属地主義」にかかわる問題と、外国人、とくに敵国民の扱いについては、4つの問題が論じられている。第1の問題は、ドイツ企業が外国に進出した場合、また、そうした企業に雇用されている外国人の扱いである。外国にある陸軍工廠は保険の適用範囲に入り、外国に「放射」しているドイツ企業で就業する敵国国民も被保険者となる。他方、占領中のロシア領ポーランドにおけるドイツ企業の被用者が専らあるいは主として外国人から成る場合には、「放射」とはみなされないけれども、同業保険組合と企業とが了解すれば、保険が適用される。第2の問題は、保険制度が被保険者の人格的自由を前提とすることにかかわる。自由を奪われている捕虜（文民のそれを含めて）は保険外である。戦争勃発以降ドイツに留めおかれたロシア人も同じである。それに対して、戦争期間中に占領地で募集され、ドイツで働くために来住したロシア国籍ポーランド人労働者は、居住地や職業に関して種々の制約が課されていても、それは戦時中の公法的措置による居住移転の自由の制限であるとして、保険義務のもとにおかれる。第3の問題も外国人とその遺族に関するものである。「ライヒ保険法」は、ドイツ国内経営

での就業中に事故死した外国人の場合、遺族の年金請求権は事故時のドイツ国内在住を前提とする、また、負傷者やその遺族が外国在住の場合には外国人の傷害年金受給の権利は休止すると規定する一方、連邦参議院は、外国の国境地帯あるいはそれらの外国の国民についてはこれらの規定を除外することができるとした（第595、615条）。ベルギーの4郡とロシアの14村落についてはこの除外規定が適用されてきたが、ワルシャワ総督統治の占領地やオーストリア＝ハンガリー軍政部下のロシア領ポーランドから補充労働力が調達されるにいたって、1916年6月14日の布告「ライヒ保険法の労災保険に関する規定の無効化に関する布告」（24）は、うえの規定を廃棄して、外国在住の場合も年金の受給を認めた。第4は、敵国国民に対する年金支払いの問題であり、国籍という理由だけで敵国国民に対する年金支払いが停止されてはならない、とされた。イギリス、フランス、ロシア、ルーマニアに対しては支払禁止が出される一方、ロシアについては、最初はドイツ民政下にある地域、つづいてドイツとオーストリア＝ハンガリー管理下にある地域が禁止から除外された。イタリアに対しては、実際上の理由から年金支払いが不能になっている。

(3) 同業保険組合の資産の赤十字への寄付は、必要に応じ、また、相応の反対給付を前提としてなされる。それを超える寄付は、次回の保険料割当て時にその額が調達できるという前提の下でのみ認められる。それに対して、戦債については——労災保険の保険者は4回で2億マルク弱を引き受けているが——上限が設けられず、積立金の一部や有価証券を担保とする戦債の購入も可能とされた。他方、資金調達については、「ライヒ保険法」の規定が確認され、保険料の不足は一時的に積立金によって賄うことができる、とされた。

(4) 同業保険組合の多くの職員が軍務召集された。

158) Recht und Rechtsübung auf dem Gebiet der Unfallversicherung mit Bezug auf den Krieg, S. 101-123.

そうした職員には俸給が継続支給される。組合の業務は、新たに、大部分は女性を雇用して維持されている。また、労働者の保護と健康のために事故防止規定はできるだけ維持されねばならないが、多数の労働者が習練を受けていないことも考慮されねばならない。

1916年のこの記事には、これまでと同じく、開戦当時からと同じ方針で制度を運用しているという姿勢がみられる。また、「ライヒ保険法」における資金の調達と運用の規定がそうした運用を可能にする根拠としてあげられているのも、これまでと同様である。さらに、同業保険組合の資金が戦時福祉事業や戦債購入に用いられるということも、1915年7月の「戦争中のドイツ社会保険」のなかで既に指摘されていた。他方では、占領地や外国人に対する労災保険制度適用について仔細に論じられていることも注目される。16年にはそれが大きな問題になりつつあったと推測される。

1918年10月12日には、同業保険組合連合第29回定期大会が「戦時期における連合と同業保険組合」*Der Verband und die Berufsgenossenschaften in den Kriegsjahren* を主要テーマとしてシュトゥットガルトで開催された。これは、戦争のために延び延びにされていた大会がようやく4年ぶりに開催されたものであった<sup>159)</sup>。

この大会で全般的な報告を行ったのは連合法律顧問で法律顧問官のライサー博士 Dr. Reisser であり、報告のテーマは、「同業保険組合に対する戦争の影響と衝撃」であった。「年金決定に際して時にはいくつかの法的規定をやむを得ず無視しなければならなかったとしても」という留

保を付しながら、「負傷者の治療看護と補償について言うべきことはきわめて少ない。同業保険組合は時計の歯車のような、きわめて印象的な規則性をもって活動してきた」とするのが、冒頭での総括的な評価であった。それは、敵国在住者に年金が支給されていること、また、鉱工商業保険組合の年金受給者の約12.5%が軍務召集されているが、その家族に対する年金支給には形式を問わない委任状と生存証明で十分であること、に示されている。これにつづいては、①医師不足と原材料不足による治療の困難、②賃金の急上昇に伴う給付引き上げの問題、③多くの職員が軍務召集されたことによる同業保険組合の人員問題、④同業保険組合の経済状態に対する戦争の影響、⑤同業保険組合の戦時国債引き受け、⑥将来の「ライヒ保険法」改正、といった問題が取り上げられた。そのうち、②に関しては、1918年1月17日の「労災保険による傷害年金割増給付の認可に対する布告」(59)に言及された。また、④については、戦争によって困窮している部門と逆に拡大した部門が対比され、前者にあっても「同業保険組合は、……経済面ではきわめて困難な試練を克服してきた」、と報告された。また、⑤の戦債引き受けは、「同業保険組合の全般的に衰えない経済力と祖国に対する献身の最良の証明」であると特徴づけられた。8回にわたる同業保険組合戦時国債引き受け額は3億8100万マルクに達しており、「この目的のために同業保険組合のほぼ全資産が使われた。」第9回の戦債発行に際しても同業保険組合はその義務を果たす、とされた。

ライサー報告には3つの報告が続いた。その1つは、戦争による労災保険制度の人的・地理的な拡大・縮小という問題をとりあげた。ここでは、兵士の保険義務や、捕虜・敵国民の保険

159) 29. ordentliche Berufsgenossenschaftstag zu Stuttgart, in: *Berufsgenossenschaft*, 33. Jg. Nr. 20, 30. Oktober 1918, S. 151-156.

といった問題に加え、労災保険の職業病への拡大という視点から1917年10月の「芳香族ニトロ化合物による健康障害の場合の埋葬金と遺族年金の承認に関する布告」(52)に言及された。つづく報告のテーマは、事故防止の問題であり、ここでは、「1000人の常勤労働者当たりの新規事故数でみると、戦争中に事故頻度は決して不利には展開しなかったこと」が報告された。最後の報告は「事故負傷者看護にとつての戦争経験の活用」という問題を取り上げた。そこでは、負傷者の仕事への復帰を容易にするべく機能回復を中心とする治療がなされ、16年にはそのための集合・案内所が作られたこと、17年にはドイツ赤十字協会中央委員会は軍の作業療法施設を引き継いだこと、さらに、連合は義肢試験所と協定を結んだことが報告された。

この定期大会報告のうち、ライサー報告では、戦時期に様々な問題が生じたにもかかわらず労災保険制度が正常に機能し、同業保険組合は戦債引き受けに積極的な姿勢で臨んだことが指摘されている。この点は、これまでみてきた記事の論調と重なるところが多い。また、それにつづく3報告では、懸念されていた事故の頻発が避けられたとされていること、職業病に対する労災保険の適用や機能復帰に重点を置いた治療といった新たな局面が開かれつつある点が指摘された。

以上、1914年8月10日の「同文通達」に示された内容を確認し、つづいて、14年11、12月、15年7月、16年9月、18年10月に出された記事にしたがって、それぞれの時期に労災保険制度がその問題をどのように捉えられていたのかをみてきた。これらで指摘された論点に留意しながら、労災保険制度の動向をたどることとしよう。

## b 戦時期の労災保険制度

**保険者数と被保険者数** 大戦期における労災保険制度の保険者と被保険者の構成をみたのが第31表である。労災保険の保険者は部門別・地域別に組織された同業保険組合を主とし、郵便・電信、鉄道、陸海軍などの国公営経営については、保険者はライヒや邦、ゲマインデなどであった。保険者の構成そのものは戦時期にも維持され、それぞれにおける増減も僅かであった。1914年から18年まで、鉱工商業保険組合数は68（海運業を含む）、農業保険組合数は49と不変であったし、ライヒと邦の保険機関数は191～193で、その変動は微々たるものであり、ゲマインデなどのそれも362から380に増加したにとどまった。被保険者総数は13年の2920万人から、14年の2800万人、16年の2610万人まで減少し、17年には2650万人にまで回復したが、18年にはまた2510万人に減少した。

部門別・保険者別にみると、被保険者全体の60%以上が農業に、40%足らずが鉱工商業に属し、農業ではほとんどが農業保険組合の被保険者であった。ただし、農業保険組合の保険者数と経営数が1913年から17年まで550万弱、1740万人と同じ数値になっているのは不自然であり、その信憑性には疑問符が付く<sup>160)</sup>。他方、鉱工商業に属する被保険者数は13年の1140万人から16年に840万人まで減少した後、17年には増加に転じて18年には890万人を数えた。このうち同業保

160) 但し、農業保険組合では被保険者数に対して経営数が多く、1保険者あたりの被保険者数が3人強となっていることは、農業の特徴を示すものとして留意しておかねばならない。1916年のライヒ保険庁の業務報告には、「農業における被保険者数の大きな部分を農業企業家とその配偶者が占めている」という記述がある。Geschäftsbericht des Reichsversicherungsamts für das Jahr 1916, in: *Amtliche Nachrichten des Reichsversicherungsamts*, 33. Jg. Nr. 3, 31. März 1917, S. 290.

第31表 第1次世界大戦期労災保険の構成

(単位：千経営；千人)

| 保 険 者                  | 年    | 鉱 工 商 業 |     |        | 農 業  |       |        | 海 運 業 |       | 合 計  |        |
|------------------------|------|---------|-----|--------|------|-------|--------|-------|-------|------|--------|
|                        |      | 保険者数    | 経営数 | 被保険者数  | 保険者数 | 経営数   | 被保険者数  | 保険者数  | 被保険者数 | 保険者数 | 被保険者数  |
| 同 業 保 険 組              | 1913 | 67      | 827 | 10,541 | 49   | 5,486 | 17,403 | 1     | 90    | 117  | 28,033 |
|                        | 1914 | 67      | 834 | 9,361  | 49   | 5,486 | 17,403 | 1     | 90    | 117  | 26,855 |
|                        | 1915 | 67      | 787 | 7,466  | 49   | 5,486 | 17,403 | 1     | 81    | 117  | 24,950 |
|                        | 1916 | 67      | 770 | 7,362  | 49   | 5,486 | 17,403 | 1     | 81    | 117  | 24,846 |
|                        | 1917 | 67      | 749 | 7,573  | 49   | 5,486 | 17,403 | 1     | 82    | 117  | 25,058 |
|                        | 1918 | 67      | 768 | 7,579  | 49   | 5,080 | 15,965 | 1     | 81    | 117  | 23,625 |
|                        | 1919 | 67      | 800 | 8,440  | 49   | 5,080 | 16,015 | 1     | 89    | 117  | 24,544 |
| 特 別 の 機 関<br>( 支 所 )   | 1913 | 13      |     | 60     |      |       |        | 1     | -     | 14   | 60     |
|                        | 1914 | 13      |     | 50     |      |       |        | 1     | -     | 14   | 50     |
|                        | 1915 | 13      |     | 37     |      |       |        | 1     | -     | 14   | 37     |
|                        | 1916 | 13      |     | 35     |      |       |        | 1     | -     | 14   | 35     |
|                        | 1917 | 13      |     | 33     |      |       |        | 1     | -     | 14   | 33     |
|                        | 1918 | 13      |     | 33     |      |       |        | 1     | -     | 14   | 33     |
|                        | 1919 | 13      |     | 51     |      |       |        | 1     |       | 14   | 51     |
| ラ イ ヒ ・ 邦<br>保 険 機 関   | 1913 | 124     |     | 715    | 55   |       | 247    | 13    | 1     | 192  | 962    |
|                        | 1914 | 123     |     | 769    | 55   |       | 233    | 13    | 1     | 191  | 1,003  |
|                        | 1915 | 123     |     | 890    | 55   |       | 210    | 13    | 1     | 191  | 1,100  |
|                        | 1916 | 125     |     | 956    | 55   |       | 188    | 13    | 1     | 193  | 1,144  |
|                        | 1917 | 123     |     | 1,181  | 55   |       | 166    | 13    | 1     | 191  | 1,348  |
|                        | 1918 | 123     |     | 1,221  | 55   |       | 158    | 13    | 1     | 191  | 1,379  |
|                        | 1919 | 123     |     | 1,137  | 55   |       | 173    | 13    | 1     | 191  | 1,310  |
| ゲ マ イ ン デ 等<br>保 険 機 関 | 1913 | 369     |     | 109    |      |       |        |       |       | 369  | 109    |
|                        | 1914 | 372     |     | 107    |      |       |        |       |       | 372  | 107    |
|                        | 1915 | 378     |     | 94     |      |       |        |       |       | 378  | 94     |
|                        | 1916 | 379     |     | 87     |      |       |        |       |       | 379  | 87     |
|                        | 1917 | 380     |     | 81     |      |       |        |       |       | 380  | 81     |
|                        | 1918 | 380     |     | 86     |      |       |        |       |       | 380  | 86     |
|                        | 1919 | 380     |     | 117    |      |       |        |       |       | 380  | 117    |
| 合 計                    | 1913 | 573     |     | 11,424 | 104  |       | 17,650 | 15    | 91    | 692  | 29,165 |
|                        | 1914 | 575     |     | 10,287 | 104  |       | 17,636 | 15    | 91    | 694  | 28,014 |
|                        | 1915 | 581     |     | 8,486  | 104  |       | 17,613 | 15    | 82    | 700  | 26,181 |
|                        | 1916 | 584     |     | 8,440  | 104  |       | 17,591 | 15    | 81    | 703  | 26,112 |
|                        | 1917 | 583     |     | 8,869  | 104  |       | 17,569 | 15    | 83    | 702  | 26,521 |
|                        | 1918 | 583     |     | 8,919  | 104  |       | 16,123 | 15    | 81    | 702  | 25,123 |
|                        | 1919 | 583     |     | 9,745  | 104  |       | 16,188 | 15    | 90    | 702  | 26,022 |

註：1) 鉱工商業における特別の機関(支所)の被保険者数は1年300日労働として換算された値。

2) 1919年は、割譲されたエルザス＝ロートリンゲン、ポーゼン州の大部分を除く数字。

3) 鉱工商業保険組合と農業保険組合ではおよそ330万人が二重に計算されている。

資料：Amtliche Nachrichten des Reichsversicherungsamts, 31. Jg. Nr. 1, 1915, S. 2-3; 32. Jg. Nr. 1, 1916, S. 2-3; 33. Jg. Nr. 1, 1917, S. 2-3; 34. Jg. Nr. 1, 1918, S. 2-3; 35. Jg. Nr. 1, 1919, S. 2-3; 36. Jg. Nr. 1, 1920, S. 2-3; 37. Jg. Nr. 1, 1921, S. 2-3.

第32表 第1次世界大戦期労災保険の給付

(単位：千人；%)

| 年    | 受給件数<br>総 計 | うち、<br>新規受給 | 負 傷 | 死 亡        |     |     | 入 院 |               |     | 合 計   | 事故の最終結果 |             |             |            |
|------|-------------|-------------|-----|------------|-----|-----|-----|---------------|-----|-------|---------|-------------|-------------|------------|
|      |             |             |     | 寡婦・<br>寡 夫 | 遺 児 | 親 族 | 配偶者 | 子ども<br>・<br>孫 | 親 族 |       | 死 亡     | 完 全<br>就業不能 | 部分的<br>就業不能 | 就業能力<br>回復 |
| 1913 | 1,010       | 140         | 893 | 98         | 116 | 5   | 15  | 33            | 0   | 1,162 | 9.0     | 0.4         | 25.9        | 64.8       |
| 1914 | 1,000       | 124         | 879 | 100        | 117 | 5   | 14  | 30            | 0   | 1,146 | 9.2     | 0.3         | 26.0        | 64.5       |
| 1915 | 974         | 96          | 855 | 103        | 115 | 6   | 9   | 20            | 0   | 1,109 | 11.4    | 0.4         | 27.2        | 61.0       |
| 1916 | 967         | 103         | 848 | 106        | 113 | 5   | 9   | 19            | 0   | 1,102 | 11.8    | 0.3         | 27.4        | 60.5       |
| 1917 | 971         | 108         | 848 | 109        | 112 | 5   | 8   | 17            | 0   | 1,100 | 13.2    | 0.3         | 28.4        | 58.1       |
| 1918 | 939         | 107         | 861 | 113        | 112 | 5   | 8   | 16            | 0   | 1,115 | 12.3    | 0.3         | 28.0        | 59.3       |
| 1919 | 927         | 103         | 713 | 109        | 105 | 6   | 8   | 14            | 0   | 956   | 11.3    | 0.3         | 28.0        | 60.5       |

註：1) 1919年は領土割譲後の地域を対象とした値である。

資料：Statistisches Jahrbuch für das Deutsche Reich, 1916, S. 86; 1918, S. 90; 1920, S. 216; 1921/22, S. 394; 1923, S. 382; Amtliche Nachrichten des Reichsversicherungsamts, 31. Jg. Nr. 2, 1915, S. 239; 32. Jg. Nr. 2, 1916, S. 238; 34. Jg. Nr. 3, 1918, S. 206-207; 35. Jg. Nr. 3, 1919, S. 193; 36. Jg. Nr. 3, 1920, S. 208-209.

険組合に属する被保険者数は13年の1050万人から16年の740万人にまで減少し、18年には760万人にまで持ち直した。他方、ライヒ・邦の保険機関の被保険者数が13年の72万人から年々増加を続けて17年には100万人を、18年には120万人を超えた。そのために、鉱工業の被保険者数全体に占める同業保険組合の割合は13年の92%から17、18年には85%にまで低下した。ここには、戦時経済体制化が進展するなかでライヒや邦の経営が增強されたことが反映されている<sup>161)</sup>。

事故数と給付実績 年々の労災保険の受給状況を示すと、第32表のようになる。これによると、年々の新規受給件数は、1913年の14万件から、14年には12万件強、15年には10万件を切るまでに減少し、その後増加に転じたけれども、17、18年にも11万件足らずで13年の80%弱にとど

まった。他方、年間の受給件数合計は、13、14年の約100万件から、15～17年には97万件前後へと僅かに減少し、18年にはさらに94万人にまで落ち込んだ。受給件数合計の減少が新規受給件数のそれより小幅であり、両者の変動パターンにも違いがみられるのは、労災保険の場合には13週間の待機期間が設定されていたことに加えて、事故が大型化し、給付期間が長期化したことによるものと考えられる。事故がもたらした最終的な結果を鉱工業保険組合についてみると、13年には「死亡」は事故全体の9%であったが、15年から18年にかけては11～13%と、2～4ポイントの上昇を示し、「部分的就業不能」も26%から27～28%とわずかながら上昇したのに対して、「就業能力回復」は65%から15、16年には60%強、17、18年には58～59%へと低下したのであった。

労災保険制度では、事故で負傷した被保険者本人はもとより、死亡事故の場合には被保険者の遺族も埋葬金と年金を受給したし、また、被保険者が入院治療をうける場合にも家族には年金が支給されたから、そうした受給者の構成に

161) ちなみに、陸海軍部門の被保険者数は1911年には6万9000人であったが、15年に24万5000人、18年には78万人へと増加した。また、鉄道・郵便・電信部門のそれは同じ時期に50万1000人、59万8000人、40万9000人であった。Amtliche Nachrichten des Reichsversicherungsamts, 29. Jg. Nr. 1, 10. Januar 1913, S. 12; 33. Jg. Nr. 1, 15. Januar 1917, S. 12; 36. Jg. Nr. 1, 15. Januar 1920, S. 10.

についてもみておかねばならない。同表の右の方の欄がそれを示している。これは、左の欄とは典拠が異なり、数字に若干の違いがあるけれども、趨勢を捉えるうえでは十分である。これによると、受給者合計は1913～18年に110～120万人の範囲で変動した。そのうち、負傷者が85～89万人であり、それは大戦期をとおして全体の77%を占めていた。被保険者が死亡した場合の年金受給者である遺児と寡婦・寡夫は、11～12万人、10～11万人で、それぞれに約10%を占めた。被保険者が入院して治療を受ける場合に年金を受給する家族数は13年には約5万人であったが、年々減少して18年には2万人強と、13年の半分以下となった。

大戦期における労災保険給付の動きを概観すると、以上のようになる。これが制度にとって有した意味を明らかにするには被保険者数の変動と対照しなければならないが、農業保険組合被保険者数の統計に問題があることはうえにみたとおりである。そこで、鉱工業保険組合に限定して考察することとしよう。

水運業保険組合を含めて、鉱工業保険組合の被保険者数と受給者数の動きを示したのが第33表である。被保険者数は1913年から16年まで減少し、17、18年にはやや回復したけれども、13年の70%にとどまったことは、既にみたとおりである。この間、新規の受給者数は13年の7万5000人から15年の5万人まで低下したが、16年からは上昇に転じて17、18年には6万人強であった。被保険者1000人当たりの新規受給者数は、13、14年には7.0人であり、15年には6.6人に減少したが、16年には7.5人となり、17、18年には8.0人を超えた。戦争前半期には戦前水準を下回り、後半期にはそれを上回っていたことになる。この数字に照らしてみると、15年の記事「戦

争中のドイツ社会保険」における危惧、即ち、軍務召集や軍需品関係部門への労働力移動後の未習熟の補助人員や戦傷者の雇用による事故の増大は、少なくとも鉱工業保険組合の範囲では、実際には顕著ではなかったことになる。他方、18年の第29回定期大会における報告の、「1000人の常勤労働者当たりの新規事故数でみると、戦争中に事故頻度は決して不利には展開しなかった」という表現はやや誇張されたものだったということにもなる<sup>162)</sup>。これに対して各年の合計受給者数は、13年の52万7000人から16年の50万人まで減少した後、17、18年には51万人前後にまで増加した。受給者数の変動幅が小さいのは、うえにみたのと同じ理由によると考えられる。被保険者1000人当たりの年間受給者数は、13年には50人弱であったが、14年には55人となり、その後さらに上昇して15～18年には66～67人の範囲で小刻みに変動した。13年と比較すると、1.3倍の増加であった。

前項でみた記事の多くが戦時経済体制化の進展による産業構造の変化と同業保険組合に対するその影響を指摘していた。そこで、事故とその結果である労災保険の給付についても、軍需品生産に関連して拡大した部門と縮小した部門とに分けてみる必要がある<sup>163)</sup>。まず、前者として鉱山業、鉄鋼業、金属工業、機械工業、化学工業をとりあげよう。これらの部門の同業保険組合被保険者数は、いずれにあっても1913

162) 戦争によって多くの成人男性労働者が召集されるなかで、その穴を埋めたのが主として女性と年少者であり、それに加えて、戦傷者もまた動員された。これらの事情が事故の可能性を大きくするという指摘は多くみられた。Unfallverhütungsmaßnahmen während der Kriegszeit, in: *Monatsblätter für Arbeiterversicherung*, 11. Jg. Nr. 78, 15. August 1917, S. 90-96; Unfallverhütungsmaßnahmen der Berufsgenossenschaften in der Kriegszeit, in: *Monatsblätter für Arbeiterversicherung*, 11. Jg. Nr. 910, 25. September 1917, S. 114-120.

第33表 第1次世界大戦期鉱工業保険組合の事故率

(単位：人)

| 保 険 組 合        | 年    | 被保険者数      | 受 給 者 数 |         | 新規受給者数 |        |
|----------------|------|------------|---------|---------|--------|--------|
| 鉱工業保険組合<br>合 計 | 1913 | 10,630,437 | 526,509 | ( 49.5) | 74,978 | ( 7.1) |
|                | 1914 | 9,451,618  | 517,353 | ( 54.7) | 66,580 | ( 7.0) |
|                | 1915 | 7,547,338  | 501,544 | ( 66.5) | 50,119 | ( 6.6) |
|                | 1916 | 7,442,518  | 500,492 | ( 67.2) | 55,538 | ( 7.5) |
|                | 1917 | 7,655,433  | 507,229 | ( 66.3) | 60,897 | ( 8.0) |
|                | 1918 | 7,660,028  | 511,895 | ( 66.8) | 63,184 | ( 8.2) |
|                | 1919 | 8,529,095  | 503,659 | ( 59.1) | 59,625 | ( 7.0) |
| 鉱夫組合保険組合       | 1913 | 918,805    | 89,949  | ( 97.9) | 13,725 | (14.9) |
|                | 1914 | 841,118    | 88,563  | (105.3) | 12,669 | (15.1) |
|                | 1915 | 664,812    | 87,652  | (131.8) | 10,373 | (15.6) |
|                | 1916 | 703,614    | 89,827  | (127.7) | 11,625 | (16.5) |
|                | 1917 | 777,510    | 93,453  | (120.2) | 13,732 | (17.7) |
|                | 1918 | 800,349    | 96,789  | (120.9) | 14,192 | (17.7) |
|                | 1919 | 967,962    | 97,750  | (101.0) | 14,052 | (14.5) |
| 鉄鋼業保険組合        | 1913 | 1,217,039  | 79,156  | ( 65.0) | 12,327 | (10.1) |
|                | 1914 | 1,079,529  | 77,397  | ( 71.7) | 10,412 | ( 9.6) |
|                | 1915 | 989,568    | 74,487  | ( 75.3) | 8,140  | ( 8.2) |
|                | 1916 | 1,123,255  | 76,011  | ( 67.7) | 10,603 | ( 9.4) |
|                | 1917 | 1,273,236  | 78,950  | ( 62.0) | 12,533 | ( 9.8) |
|                | 1918 | 1,358,589  | 81,799  | ( 60.2) | 13,119 | ( 9.7) |
|                | 1919 | 1,227,100  | 78,663  | ( 64.1) | 10,948 | ( 8.9) |
| 金属工業保険組合       | 1913 | 247,977    | 9,500   | ( 38.3) | 1,665  | ( 6.7) |
|                | 1914 | 196,455    | 9,176   | ( 46.7) | 1,463  | ( 7.4) |
|                | 1915 | 165,650    | 9,132   | ( 55.1) | 1,522  | ( 9.2) |
|                | 1916 | 187,233    | 9,753   | ( 52.1) | 1,835  | ( 9.8) |
|                | 1917 | 248,083    | 12,182  | ( 49.1) | 2,754  | (11.1) |
|                | 1918 | 243,407    | 12,624  | ( 51.9) | 2,752  | (11.3) |
|                | 1919 | 218,577    | 12,883  | ( 58.9) | 2,329  | (10.7) |
| 機械工業保険組合       | 1913 | 656,356    | 23,901  | ( 36.4) | 4,213  | ( 6.4) |
|                | 1914 | 552,682    | 24,453  | ( 44.2) | 3,906  | ( 7.1) |
|                | 1915 | 545,136    | 24,393  | ( 44.7) | 3,263  | ( 6.0) |
|                | 1916 | 658,477    | 26,310  | ( 40.0) | 4,562  | ( 6.9) |
|                | 1917 | 837,826    | 28,591  | ( 34.1) | 5,252  | ( 6.3) |
|                | 1918 | 813,454    | 31,481  | ( 38.7) | 5,958  | ( 7.3) |
|                | 1919 | 652,407    | 33,413  | ( 51.2) | 5,768  | ( 8.8) |
| 化学工業保険組合       | 1913 | 282,228    | 13,873  | ( 49.2) | 1,967  | ( 7.0) |
|                | 1914 | 250,457    | 13,282  | ( 53.0) | 1,781  | ( 7.1) |
|                | 1915 | 224,056    | 12,995  | ( 58.0) | 1,542  | ( 6.9) |
|                | 1916 | 261,379    | 13,140  | ( 50.3) | 2,059  | ( 7.9) |
|                | 1917 | 299,069    | 14,179  | ( 47.4) | 2,316  | ( 7.7) |
|                | 1918 | 324,846    | 15,468  | ( 47.6) | 2,904  | ( 8.9) |
|                | 1919 | 304,763    | 15,859  | ( 52.0) | 2,596  | ( 8.5) |
| 繊維工業保険組合       | 1913 | 986,586    | 25,111  | ( 25.5) | 2,617  | ( 2.7) |
|                | 1914 | 916,912    | 24,647  | ( 26.9) | 2,225  | ( 2.4) |
|                | 1915 | 763,761    | 24,405  | ( 32.0) | 1,978  | ( 2.6) |
|                | 1916 | 592,687    | 24,004  | ( 40.5) | 1,780  | ( 3.0) |
|                | 1917 | 538,845    | 23,529  | ( 43.7) | 1,565  | ( 2.9) |
|                | 1918 | 483,229    | 20,565  | ( 42.6) | 1,704  | ( 3.5) |
|                | 1919 | 559,222    | 19,987  | ( 35.7) | 1,399  | ( 2.5) |

|         |      |           |        |         |       |        |
|---------|------|-----------|--------|---------|-------|--------|
| 建設業保険組合 | 1913 | 1,386,006 | 76,626 | ( 55.3) | 9,930 | ( 7.2) |
|         | 1914 | 1,108,514 | 74,309 | ( 67.0) | 8,420 | ( 7.6) |
|         | 1915 | 612,499   | 69,341 | (113.2) | 4,544 | ( 7.4) |
|         | 1916 | 557,107   | 65,934 | (118.4) | 4,088 | ( 7.3) |
|         | 1917 | 517,856   | 63,424 | (122.5) | 4,004 | ( 7.7) |
|         | 1918 | 503,321   | 60,660 | (120.5) | 3,764 | ( 7.5) |
|         | 1919 | 837,086   | 58,281 | ( 69.6) | 3,970 | ( 4.7) |

註：1) ( )内は被保険者1000人あたりの数値。

2) 鉄鋼業保険組合は7組合、金属工業保険組合と機械工業保険組合は2組合、繊維工業保険組合は8組合(但し、1918、19年についてはエルザス＝ロートリンゲン保険組合を除く7組合)、建設業保険組合は12組合の合計値。

資料：Jahrbuch für das Deutsche Reich, 1915, S. 373-374; 1916, S. 74-76; 1917, S. 104-106; 1918, S. 78-80; 1919, S. 264-266, 1920, S. 205-206; 1921/22, S. 385-386.

年から14～15年にかけてかなり大きく減少した(鉱夫組合保険組合では92万人から66万人へ、鉄鋼業保険組合では122万人から99万人へ、金属工業保険組合では25万人から17万人へ、機械工業保険組合では66万人から55万人へ、そして、化学工業保険組合では28万人から22万人へ)。ところが、それは、その後16年から上昇に転じ、機械工業保険組合では早くも同年に、また、鉄鋼業保険組合、金属工業保険組合、化学工業保険組合では17年に13年の数字を上回った(3保険組合の被保険者数は、順に127万人、25万人、30万人)。急速な戦時経済化の進展はここにも反映されている。鉱夫組合保険組合の被保険者数は

18年にも80万人で13年のそれを下回ったままであったが、ここでは、のちにみるように、捕虜や外国人が労働力として大きな役割を果たした。

以上の部門の被保険者数1000人当たりの年々の新規受給者数をみると、まず目を惹くのは部門間での相違である。鉱夫組合保険組合における15～18人、機械工業保険組合における7人前後を両極として、鉄鋼業保険組合、金属工業保険組合、化学工業保険組合がその中間に位置していたのである。また、鉱夫組合保険組合では13年の15人から17、18年には17人へ、金属工業保険組合では同じ時期に7人から11人へ、化学工業保険組合では7人から9人へという新規受給者数の上昇がみられたのに対して、鉄鋼業保険組合では10人から僅かながらも減少し、機械工業保険組合では6～7人の間で小刻みに変動した。このように、戦時期の新規受給者数の動きは部門によって異なっていた。また、被保険者1000人当たりの年間受給者数は、鉱夫組合保険組合では13年には97人であったが、14、15年と増加し(15年には132人)、16年から減少に転じたものの、17、18年にも120人強と、戦前を上回った。金属工業保険組合では13年の38人から15年には55人まで増加し、その後やや減少したものの16～18年には50人前後で、ここでも戦前

163) ヴィッケンハーゲン「戦争状態の影響の下でいくつかの部門はほぼ完全に停止したが、他の部門は予想外の発展をとげた」、と述べ、直接に戦争の被害を受けた同業保険組合として、エルザス・ロートリンゲン繊維同業組合と東プロイセンをあげている。E. Wickenhagen, *Geschichte der gewerblichen Unfallversicherung*, Textband, S. 159-160. なお、R. Wagenführ, *Die Industriegewerkschaft. Entwicklungstendenzen der deutschen und internationalen Industrieproduktion 1860 bis 1932 (=Vierteljahrshäfte zur Konjunkturforschung, Sonderheft 31)*, Berlin 1933では、より全般的に「戦時経済の生産という視点から」、全産業が軍需産業、民需軍需混合産業、民需産業に分類されている。この3部門による分析は、E-W. Henning, *Handbuch der Wirtschafts- und Sozialgeschichte Deutschlands*, Bd. 3 Deutsche Wirtschafts- und Sozialgeschichte in der ersten Hälfte des 20. Jahrhunderts, Teil 1, Paderborn/München/Wien/Zürich 2003, S. 96; 戸原四郎『ドイツ資本主義』、38-41ページの叙述などでも利用されている。

よりもかなり高い水準にあった。他方、鉄鋼業保険組合では13年の65人から15年には75人にまで増加したが、その後は減少に転じて17、18年には62、60人となり、13年よりも低くなった。化学工業保険組合でも同じような動きがみられ、17、18年の受給者数は13年よりも低い数値であった（13年の49人に対して17、18年には47、48人）。軍需品関連部門では、多くの成人男性が軍事召集を受け、その後を女性や年少者などで補充することとなったために、それによる事故の多発化が懸念されたが、実際はうへの数字が示すとおりである。

以上と比較すべく、戦時経済の進行によって縮小した部門として建設業と繊維工業をとりあげてみよう。建設業保険組合の被保険者数は、1913年の約139万人から14年には111万人へと減少し、15年にはさらに61万人へと急減した。その後も減少をつづけて18年の被保険者数は50万人であった。13年の36%にまで落ち込んだことになる。また、繊維工業保険組合の被保険者数は13年に99万人を数えたが、14年以降は減少を続けて18年には48万人となった。ここでも13年の半分以下への減少であった。被保険者1000人当たりの新規受給者数は、建設業保険組合では13年から18年まで7人強で小刻みな増減を示した。繊維工業保険組合におけるそれは13～15年には2.5人前後で増減した後、16年からはやや増加して18年には3.5人であった。軍需関連部門の保険組合と比較すると、建設業の場合に機械工業や化学工業に近く、繊維工業ではそのおよそ半分だったことになる。また、被保険者1000人当たりの年間受給者数は、建設業保険組合では13年の55人から上昇を続けて17年には123人に達し、18年には121人とやや減少したが、それでも13年と比較すると、2倍を超える大きさであっ

た。繊維工業保険組合におけるそれも13年の25人から17、18年までに44人、43人まで上昇した。両部門における被保険者1000人当たりの受給者数は、絶対的には大きな格差を保ったままで戦争後半に大きく増加したのである。軍需関連部門保険組合と比較すると、建設業保険組合の場合は鉱夫組合保険組合に、繊維工業保険組合は機械工業保険組合に近く、軍需に関連するか否かによってはっきりとした相違は認められない。

以上のような受給者数の動きが保険者である保険組合にとってどのような意味をもったのか、財政についてみることにしよう。

労災保険財政 労災保険全体についての財政を概観すれば（第34表）、1913年の経常支出総額2億1520万マルクは、利払いなどを除くと、給付額1億7660万マルクと事務費3220万マルクとから成り、経常支出総額に占める割合はそれぞれ82、15%であった。経常支出総額は、14、15年にわずかな増減を経て、16年には2億1510万マルクで13年のそれに近く、18年には2億4350万マルク弱となって13年に対して13%の増大であった。そうしたなかで、給付総額は14年には1億7880万マルクに増大した後、15年には1億7420万マルクへと減少したが、翌16年には1億7860万マルクとなって13年の給付総額を超え、その後も17年には1億8330万マルク、18年には1億9340万マルクへと増大した。また、1件当たりの給付額は、13年には175マルク、14、15年には179マルク、16年には185マルク、17年には189マルクと徐々に上昇して、18年には200マルクを超えた。これにはうえに述べた事故の大型化とともに、インフレーションの昂進に対する対応措置のとしての割増給付—18年1月「労災保険による傷害年金の割増給付の認可に関する

第34表 第1次世界大戦期労災保険財政

(単位：千マルク)

| 年    | 経常収入<br>総額 | 保険料     | 利子<br>その他 | 経常支出<br>総額 | 給付総額    | うち、<br>治療費 | 傷害年金    | 遺族<br>年金 | 事務<br>関係費<br>合計 | うち、<br>事務費 | 事故<br>防止 | 補償<br>決定 | 訴訟<br>手続き | 資産      |
|------|------------|---------|-----------|------------|---------|------------|---------|----------|-----------------|------------|----------|----------|-----------|---------|
| 1913 | 229,269    | 194,681 | 34,588    | 215,155    | 176,638 | 13,103     | 119,749 | 36,198   | 32,247          | 21,792     | 2,740    | 6,212    | 1,503     | 597,865 |
| 1914 | 212,393    | 177,204 | 35,189    | 215,591    | 178,751 | 12,455     | 120,710 | 37,758   | 30,716          | 21,929     | 2,517    | 5,377    | 893       | 594,667 |
| 1915 | 205,177    | 168,505 | 36,672    | 208,887    | 174,153 | 9,795      | 121,222 | 39,440   | 28,616          | 21,582     | 1,914    | 4,422    | 697       | 590,957 |
| 1916 | 223,085    | 185,638 | 37,447    | 215,089    | 178,637 | 11,020     | 121,344 | 40,962   | 30,335          | 23,409     | 1,892    | 4,414    | 620       | 598,952 |
| 1917 | 267,757    | 228,112 | 39,645    | 222,188    | 183,327 | 11,494     | 123,088 | 43,126   | 32,732          | 25,673     | 1,960    | 4,536    | 564       | 644,690 |
| 1918 | 288,994    | 244,976 | 44,019    | 243,538    | 193,402 | 12,860     | 128,038 | 45,434   | 44,129          | 36,351     | 2,353    | 4,864    | 561       | 684,291 |
| 1919 | 370,988    | 322,839 | 48,149    | 287,697    | 210,570 | 17,144     | 134,121 | 46,832   | 71,137          | 59,831     | 4,499    | 6,192    | 616       | 764,495 |

註：1) 治療費には、狭義の治療費の他に待機期間中の扶助、入院治療費、家族年金が含まれる。

資料：Statistisches Jahrbuch für das Deutsche Reich, 1916, S. 87: 88; 1918, S. 91-92; 1920, S. 217-218; 1921/22, S. 394-395.

布告」(59)、および18年9月「農業労災保険における年勤労所得決定に関する布告」(67) — によるところも小さくなかったであろう。それでも、上昇幅は小さく、給付は実質的には目減りしていたと考えられる。

給付のなかで最大を占めたのは傷害年金であった。それは、13年の1億1970万マルク強から18年の約1億2800万マルクまで緩やかな上昇を続けた。給付総額に占めるその割合は13、14年の68%から15、16年には一旦は70%へとやや上昇したが、その後18年には62%にまで低下した。それに対して遺族年金は、13年の3620万マルクから徐々に増大して18年には4540万マルク強となり、給付総額に占めるその割合も13年の20%から15～18年には23%にまで上昇した。治療費は13年の1310万マルクから15年には1000万マルクを切るまでに減少したが、16年以降は上昇して、18年には1290万マルク弱であった。給付総額に占めるその割合は6～7%で推移した。

他方で、事務費総額は、1913年の3220万マルクから14年には3070万マルク、15年には2860万マルクへと減少した後、16年には増大に転じ、17年には3270万マルクで13年の事務費総額を超

え、さらに18年には4410万マルクへと増大した。この間、13年に2180万マルクであった狭義の事務費は、14、15年に小さく変動した後、16年から増大し、17年には2570万マルク、18年には3640万マルクにのぼった。これに対して、事故防止費用と訴訟関係費用は14、15年から減少をつづけたが、前者は、多くの職員が召集され、それによって事故防止業務自体が縮小したことに、また、後者については、訴訟件数が減少したことによると思われる。これらの点は、のちにあらためてとりあげよう。

支出のこうした動きに対して、経常収入総額は、1913年には2億2930万マルクであったが、14年、15年には2億1240万マルク、2億0520万マルクへと続けて減少し、この両年の経常支出総額を下回った。しかし、翌16年には増大に転じて、17年の経常収入総額は13年のそれを超え、18年には2億1510万マルクで、13年と比較すると、34%の増大であった。そして、16年以降は経常収入総額が経常支出総額を上回った。経常収入は保険料と利子その他から成り立っていたが、保険料が85～82%を占めた。

また、1913年に6億マルク近くであった資産

額は、14、15年と減少したけれども、16年には13年の水準を上回り、その後も増加して、18年には6億8430万マルク強であった。経常支出総額に対する資産の比率も2.8前後で推移した。労災保険全体でみれば、その財政は戦争期間中も安定していたとみることができる。

鉱工業保険組合に限って、さきと同じ部門をとりあげて財政状況をみたのが第35表である。これによると、鉱工業保険組合全体の支出総額は1913年に1億6720万マルクであったが、14、15年と減少した後、16年から上昇に転じ、17年には1億8250万マルクとなり、さらに18年には2億マルクを超えて13年の支出総額の25%増となった。労災保険全体の場合よりも増大幅は大きかったことになる。こうしたなかで、給付額は13年の1億2630万マルクから14年には1億2780万マルクへと増大し、15年には一旦1億2350万マルクにまで低下したが、16年には増大に転じて、18年には1億4210万マルクであった。13年の13%増であり、これまた労災保険全体よりもやや大きな増大幅であった。受給者1人当たりの給付額は13年の240マルクから18年の278マルクまで年々上昇した。13年に比較して16%増となるが、給付が実際には目減りしていたと考えられるのは、全体でみた場合と同じである。

ところで、給付額は1913年から16年にかけては支出総額の80%近くを占めたが、17年には72%へ、さらに18年には68%にまで減少した。これと好対照の動きをしたのが積立金への繰り入れである。これは、13年には約1200万マルクで支出総額の7%に過ぎず、しかも、14、15年には660万マルク、560万マルクへと半減し、支出額に占める割合も4%にまで低下した。しかし、16年には急増して1000万マルクを超え、17年にはさらに倍増し、18年には2580万マルクと

なって、支出総額の12%を占めるにいたったのである。その結果、各年末の積立金額は、13年の3億3770万マルクから14年に僅かに増大した後、15年には3億2900万マルクまで減少したが、16年にはやや回復し、17年には3億4710万マルク、18年には3億7170万マルクとなって、13年を上回った。支出総額に対するその比率は、13～15年には2.0を超えていたが、16年から18年にかけては2.0、1.9、1.8へとやや低下した。

他方、収入総額は13年には1億6790万マルクで、同年の支出総額をわずかに上回っていたが、14年には1億5720万マルクまで低下して、この年の支出総額を下回った。しかし、収入総額は15年には増大に転じて16年には13年のそれを超え、17、18年には2億580万マルク、2億2640万マルクを記録した。そして、15～18年には収入総額が支出総額を上回った。収入の大半を占めたのは保険料収入であった。それは、13年の1億5030万マルクから15年の1億2350万マルクにまで低下したが、16年以降は増加を続けて18年には2億マルクを超えた。その収入総額に占める割合は、13年には90%であり、その後、15年の78%にまで低下したが、18年には90%に回復した。この間、保険料算定の1つの重要な基準となる賃金は13年の1215マルクから18年の2276マルクまで上昇を続けた、これが、保険料収入、ひいては収入総額の増大に寄与した。

以上のような、鉱工業保険組合の財政の動向をみると、戦時期にはいずれの項目でも一時的な減少がみられ、支出総額が収入総額を上回ったこともあったけれども、総じて深刻な問題はなかったようにみえる。さらに立ち入って部門別にもよう。

軍需品生産にかかわりの深い部門の保険組合の多くでは、支出総額は、1914、15年に減少し

第35表 第1次世界大戦期鉱工業保険組合の財政

(単位：千マルク：マルク)

| 保険組合             | 年    | 収入総額    | うち、保険料  | 基準賃金額 | 支出総額    | うち、給付額  | 平均給付額 | 積立     | 年末積立金   |
|------------------|------|---------|---------|-------|---------|---------|-------|--------|---------|
| 鉱工業<br>保険組合<br>計 | 1913 | 167,856 | 150,256 | 1,215 | 167,167 | 126,344 | 240   | 11,944 | 337,730 |
|                  | 1914 | 157,157 | 133,897 | 1,197 | 162,097 | 127,815 | 249   | 6,584  | 338,165 |
|                  | 1915 | 157,985 | 123,511 | 1,260 | 155,030 | 123,462 | 246   | 5,564  | 328,763 |
|                  | 1916 | 169,459 | 141,256 | 1,401 | 165,421 | 127,285 | 255   | 10,498 | 329,722 |
|                  | 1917 | 205,755 | 179,547 | 1,809 | 182,484 | 131,461 | 259   | 21,321 | 347,064 |
|                  | 1918 | 226,447 | 203,453 | 2,276 | 208,252 | 142,104 | 278   | 25,848 | 371,655 |
|                  | 1919 | 303,318 | 274,736 |       | 249,459 | 155,170 | 308   | 30,954 | 402,785 |
| 鉱夫組合<br>保険組合     | 1913 | 36,882  | 32,906  | 1,588 | 37,746  | 28,958  | 322   | 4,474  | 71,751  |
|                  | 1914 | 35,168  | 31,110  | 1,508 | 36,178  | 30,076  | 338   | 2,017  | 73,677  |
|                  | 1915 | 38,120  | 33,873  | 1,683 | 35,990  | 29,941  | 340   | 2,018  | 75,695  |
|                  | 1916 | 40,174  | 35,643  | 1,941 | 38,622  | 31,785  | 354   | 2,518  | 78,204  |
|                  | 1917 | 49,366  | 44,460  | 2,407 | 44,417  | 34,659  | 372   | 5,018  | 83,222  |
|                  | 1918 | 54,868  | 49,182  | 3,052 | 52,204  | 38,568  | 398   | 7,947  | 91,176  |
|                  | 1919 | 66,829  | 59,899  |       | 59,496  | 42,765  | 437   | 8,200  | 99,432  |
| 鉄鋼業<br>保険組合      | 1913 | 26,066  | 24,119  | 1,398 | 25,234  | 19,730  | 250   | 2,097  | 46,271  |
|                  | 1914 | 23,895  | 21,899  | 1,376 | 24,824  | 19,814  | 257   | 1,805  | 48,106  |
|                  | 1915 | 23,637  | 21,302  | 1,525 | 23,334  | 19,210  | 260   | 994    | 49,118  |
|                  | 1916 | 27,731  | 25,510  | 1,689 | 26,430  | 20,523  | 270   | 2,437  | 51,521  |
|                  | 1917 | 33,563  | 31,186  | 2,207 | 29,550  | 21,764  | 275   | 3,975  | 55,515  |
|                  | 1918 | 36,213  | 33,548  | 2,689 | 35,710  | 24,165  | 295   | 3,070  | 58,521  |
|                  | 1919 | 48,885  | 45,919  |       | 40,532  | 25,989  | 329   | 4,670  | 63,191  |
| 金属工業<br>保険組合     | 1913 | 2,287   | 2,153   | 1,173 | 2,279   | 1,678   | 168   | 188    | 3,185   |
|                  | 1914 | 2,150   | 1,960   | 1,141 | 2,252   | 1,695   | 188   | 149    | 3,274   |
|                  | 1915 | 2,196   | 1,963   | 1,273 | 2,156   | 1,577   | 175   | 193    | 3,379   |
|                  | 1916 | 3,433   | 3,271   | 1,384 | 2,879   | 1,782   | 178   | 673    | 4,076   |
|                  | 1917 | 6,399   | 6,202   | 1,771 | 5,681   | 2,090   | 174   | 3,124  | 7,202   |
|                  | 1918 | 6,125   | 5,821   | 2,229 | 5,817   | 2,599   | 200   | 2,400  | 9,615   |
|                  | 1919 | 5,284   | 4,821   |       | 4,693   | 3,156   | 243   | 571    | 10,182  |
| 機械工業<br>保険組合     | 1913 | 8,229   | 7,812   | 1,409 | 7,892   | 5,779   | 241   | 1,038  | 11,385  |
|                  | 1914 | 7,897   | 7,482   | 1,417 | 7,573   | 6,127   | 255   | 400    | 11,730  |
|                  | 1915 | 7,630   | 7,110   | 1,600 | 7,852   | 6,029   | 251   | 762    | 12,513  |
|                  | 1916 | 11,218  | 10,642  | 1,768 | 10,595  | 6,842   | 263   | 2,500  | 15,011  |
|                  | 1917 | 13,356  | 12,615  | 2,265 | 12,300  | 7,421   | 256   | 3,460  | 18,482  |
|                  | 1918 | 16,608  | 15,740  | 2,770 | 15,015  | 8,777   | 283   | 3,601  | 22,071  |
|                  | 1919 | 21,630  | 20,569  |       | 18,876  | 10,617  | 322   | 4,640  | 26,776  |
| 化学工業<br>保険組合     | 1913 | 4,403   | 3,984   | 1,324 | 4,497   | 3,363   | 240   | 127    | 8,630   |
|                  | 1914 | 4,806   | 4,390   | 1,336 | 4,516   | 3,460   | 266   | 58     | 8,681   |
|                  | 1915 | 4,210   | 3,663   | 1,410 | 4,356   | 3,360   | 258   | 60     | 8,732   |
|                  | 1916 | 5,329   | 4,880   | 1,565 | 5,129   | 3,660   | 282   | 412    | 9,147   |
|                  | 1917 | 13,240  | 12,816  | 2,119 | 6,286   | 3,977   | 284   | 1,166  | 10,326  |
|                  | 1918 | 17,771  | 17,144  | 2,714 | 9,792   | 4,822   | 321   | 3,666  | 13,611  |
|                  | 1919 | 11,203  | 10,027  |       | 10,186  | 5,668   | 354   | 2,566  | 16,189  |

|                    |      |        |        |       |        |        |     |     |        |
|--------------------|------|--------|--------|-------|--------|--------|-----|-----|--------|
| 織 維 工 業<br>保 險 組 合 | 1913 | 5,186  | 4,565  | 878   | 4,983  | 3,937  | 157 | 1   | 14,813 |
|                    | 1914 | 4,836  | 4,157  | 842   | 4,933  | 3,972  | 159 | -   | 14,734 |
|                    | 1915 | 4,690  | 3,652  | 814   | 4,738  | 3,842  | 160 | -   | 14,350 |
|                    | 1916 | 4,618  | 3,607  | 807   | 4,861  | 3,928  | 164 | -   | 13,894 |
|                    | 1917 | 4,966  | 3,962  | 1,049 | 4,820  | 3,840  | 160 | -   | 13,053 |
|                    | 1918 | 5,154  | 4,607  | 1,315 | 4,584  | 3,576  | 170 | -   | 12,782 |
|                    | 1919 | 11,131 | 10,565 |       | 6,415  | 3,799  | 190 | 640 | 13,353 |
| 建 設 業<br>保 險 組 合   | 1913 | 22,211 | 19,142 | 1,300 | 23,440 | 17,762 | 239 | 817 | 61,886 |
|                    | 1914 | 19,287 | 15,399 | 1,321 | 22,136 | 17,581 | 238 | 56  | 60,155 |
|                    | 1915 | 20,394 | 10,579 | 1,362 | 20,284 | 16,183 | 234 | 8   | 53,640 |
|                    | 1916 | 17,486 | 10,929 | 1,389 | 19,467 | 15,370 | 233 | 8   | 49,404 |
|                    | 1917 | 21,214 | 14,824 | 1,722 | 19,498 | 14,751 | 234 | 528 | 48,263 |
|                    | 1918 | 20,334 | 16,501 | 2,237 | 20,473 | 14,671 | 241 | 900 | 48,237 |
|                    | 1919 | 31,073 | 25,166 |       | 25,246 | 14,885 | 257 | 448 | 49,124 |

註：1) 保険組合の分類は第33表に同じ。

2) 収入と支出の総額の計上範囲は第34表のそれと若干異なる。

3) 基準賃金額は、保険料徴収の基準となる額をマルクで示す。但し、鉄鋼業、金属工業、機械工業、繊維工業、建設業についてはそれに属する保険組合の平均額。

4) 平均給付額は、給付額を受給者数で割ったものをマルクで示す。

資料：Statistisches Jahrbuch für das Deutsche Reich, 1915, S. 376-379; 1916, S. 78-81; 1917, S. 108-111; 1918, S. 82-85; 1919, S. 268-271; 1920, S. 208-211; 1921/22, S. 388-389.

た後（化学工業保険組合では14年まで上昇し後15年に低下）、16年には上昇に転じ、いずれの保険組合にあっても13年のそれを上回った。これらの保険組合では給付額も、僅かな例外をふくみながらも増大した。受給者1人当たりの給付額も上昇し、上昇率も鉱工業保険組合全体の平均を上回ったが、最高の伸び率を示した化学工業保険組合にあっても18年の給付額は13年の34%増にとどまった。

支出総額に占める給付額の割合は概して鉱工業保険組合全体の平均よりも低く、とくに17、18年の金属工業保険組合、18年の化学工業保険組合ではそれは50%を割り込んだ。これは、これらの部門、とりわけ、金属工業保険組合、機械工業保険組合、化学工業保険組合においては、積立金に繰り入れられる額が絶対的にも支出総額に占める割合でも16、17年から急増したからであった。金属工業保険組合では、積立金への

繰り入れが17年には支出額の55%を占め、18年にも41%という高水準にあったし、機械工業保険組合では16～18年にそれは24～28%、化学工業保険組合でも18年には37%を占めていたのである。

収入総額は、これらの同業保険組合でも1913年から14、15年にかけては減少したが、16年には13年のそれを超え、17、18年にも増大した。とくに化学工業保険組合、金属工業保険組合、機械工業保険組合ではそれが顕著であり、18年の収入総額はそれぞれに13年の4.0、2.7、2.0倍となっていた。この収入増は保険料収入の増大によるところが大きく、その保険料収入の増大はさらに基準賃金の引き上げによるところが大であった。これらの同業保険組合では、基準賃金は13～18年に1.9倍から2倍を超えるまで引き上げられたのである。そして、13年から15年にかけては支出総額が収入総額を上回るケースが

みられたものの、大抵は収入総額が支出総額を上回った。また、支出総額に対する積立金の比率が2倍を超えたのは鉱夫組合保険組合の15、16年、鉄鋼業保険組合の16年、化学工業保険組合の15年に限られる一方、それが1.3倍を下回ったのは金属工業保険組合の17年だけであり、ほとんどの場合には1.4倍から2倍までの範囲で変動した。

他方、繊維工業保険組合の支出総額は1913年には450万マルクであった。それは、14年には490万マルクへと増加し、その後15～17年には480万マルク前後で変動した後、18年には13年とほぼ同じ460万マルク弱にまで下落した。建設業保険組合の支出総額は13年の2440万マルクから、14年以降は減少し、16年を底として回復したが、18年にも2050万マルクにとどまり、戦前水準を回復しないままであった。両部門における支出総額の変動は、大雑把に言えば、さきに見たような受給者数のそれに見合ったものということができよう。受給者1人当たりの給付額は、繊維と建設の両部門間ではかなりの格差がみられたが、ほぼ13年の水準で推移した点では共通していた。給付額の実質的な目減りはこれらの部門では、軍需品関連の保険組合におけるよりも大きかったことになる。

支出総額に占める給付額の割合は繊維工業保険組合では戦時期をとおして80%であり、建設業保険組合では変動幅がやや大きかったとはいえ、大抵は70%台後半であって、軍需関連部門の保険組合よりも高い水準にあった。これら両部門では、支出総額に対する積立金の比率は先の諸部門よりも高い一方、積立金への繰り入れはきわめて僅かにとどまったからであった。

繊維工業保険組合の収入総額は13年には520万マルクであったが、その後14年からは減少を

続けて16年には460万マルクであった。収入総額は17年からはやや回復したけれども、18年にも520万マルク弱で13年のそれを僅かながら下回っていた。これに対して建設業保険組合では、13年に2220万マルクを示した収入総額は、その後は減少と増大を繰り返して18年には2030万マルクであった。被保険者数の減少にもかかわらず収入総額がそれほど減少しなかったのは、これらの部門でも保険料算定の基礎となる賃金が引き上げられたからであった。

以上が、戦時期における鉱工商業保険組合財政の概要である。戦争勃発から数カ月を経た1914年末には保険者にとって保険料が割高になる可能性が指摘された。15年7月の記事「戦争中のドイツ社会保険」では、事故の増大が懸念されたにもかかわらず、「特別の緊急法は不要である」とされ、保険組合が多額の戦債を引き受け、戦時福祉事業にかかわっていることが、保険組合給付能力の確実性の証とされた。同趣旨のことは16年9月の記事「戦争に関連した労災保険の法とその実施」でも述べられ、18年の同業保険組合連合の定期大会では「同業保険組合は時計の歯車のようなきわめて印象的な規則性をもって活動した」ことが報告された。労災保険制度は4年余の戦争を乗り切ったのであった。

この点に関して、「戦争中のドイツ社会保険」には、「費用の調達と同業保険組合では割当Umlageによってなされるが、純粋な賦課方式 das reine Umlageverfahren はとられていない。むしろ、經常支出の割当とならんで、補償保険料に対する付加金が徴収され、それが積立金の形成に使われている。そのため、同業保険組合は資本積立金を使うことができる」、という叙述があった<sup>164)</sup>。この仕組みをいま一度「ライヒ保険法」の規定によって振り返っておこう。同業保険組

合は出費のための資金を加入者の保険料によって調達しなければならず（第731条）、この保険料は被保険者の賃金と危険等級によって割り当てられる（第732条）。それに加えて、同業保険組合は積立金を蓄積しなければならず（第741条）、この積立金は補償額に上乘せして徴収され（第742条）、資本在高が補償総額の3倍に達することがその場合の基準とされた（第743条）。積立金の利子は経常支出を賄うために利用でき、特別の場合の利子の利用——割当額の低減と積立金への積み増し——についてライヒ保険庁が定めることができた（第744条）。また、緊急の場合には、同業保険組合は、ライヒ保険庁の承認を得て、積立金の資本と利子を取り崩すことができた（第746条）。これらの規定は、同業保険組合の資金調達・運用に伸縮の幅をもたせ、戦時への対応にあたって、制度のこの特性が活用されたものと思われる。なお、同業保険組合の多くの資金が戦時国債の引き受けに用いられていたことは、1916年9月の「戦争に関連した労災保険の方とその実施」や18年の同業保険組合連合の定期大会におけるライサー報告でも指摘されていた。これも同業保険組合の財政にゆとりがあったことを示しているが、この点はこのちにまとめて扱うこととしよう。

労災保険制度が長期の戦争を乗り切ったということは、これが何らの問題も抱えていなかったということの意味するものではなかった。こ

れまでに扱った統計数字には表れない問題点についてみておかねばならない。

### c 戦時期労災保険制度の問題

**事故防止措置** 戦争期間中に、多くの労働者が軍事召集され、それに代替すべく、とくに女性や年少者、それに捕虜や外国人が労働力として調達されたこと、また、事故防止に当たっていた同業保険組合の職員の多くが召集されたことは、事故を多発化させる可能性があると考えられた。それは、さきにみた記事に示されるとおりである。こうした状況に対しては、ライヒ保険庁から同業保険組合に対する「同文通達」によって、また、同業組合技術職員やライヒ保険庁職員による工場視察をうけて、同業保険組合は新たな事故防止規定を策定する、といった措置が講じられた<sup>165)</sup>。

1914年8月10日の「同文通達」に事故防止規定の遵守を監督するという項目が含まれていたことは、既にみたとおりである。その後、15年1月22日にライヒ保険庁は同業保険組合に対して監督状況の報告を求めた。多くの技術職員の軍事召集によって監督業務が十分に遂行されない恐れがあったからである。つづいて15年6月2日に同庁は、鉱工商業保険組合に対して、監督業務の空白を埋めるよう勧告する一方、農業保険組合に対しては、監督の実施が難しい場合には、パンフレットや注意書きなどで戦争中も事故防止規定の遵守を継続するように組合加入

164) 1918年のライヒ保険庁業務報告には、同業保険組合加入の企業が戦争により一層苦しんでいるとして、「同業保険組合の指摘では、企業は前年の割当の負担を軽減するために積立金の一部を使わねばならなかった」という記述がある。Geschäftsbericht des Reichsversicherungsamts für das Jahr 1918, in: *Amtliche Nachrichten des Reichsversicherungsamts*, 35. Jg. Nr. 3, 15. März 1919, S. 193.

165) 戦争期間中の事故防止に対する取り組み全般については次の記事を参照した。Unfallverhütungsmaßnahmen während der Kriegszeit; Unfallverhütungsmaßnahmen der Berufsgenossenschaften in der Kriegszeit; Die berufsgenossenschaftliche Unfallverhütung während des Krieges, in: *Monatsblätter für Arbeiterversicherung*, 11. Jg. Nr. 7/8, 15. August 1917, S. 90-96; 114-119; 15. Jg. Nr. 3/4, 15. April 1921, S. 24-30.

者を啓発することを求めた。さらに15年8月30日のライヒ保険庁「同文通達」では、経営遂行と設備の安全装備に関する措置によって戦傷者の再雇用を可能とすべきことが強調された。

その後、事故率が上昇するなかでライヒ保険庁と多くの工業経営者との間では協議がもたれ、その結果は16年10月30日の「同文通達」としてライヒ保険庁から鉱工商業保険組合に伝えられた。そこでは、事故増加の原因として、①多数の不熟練労働者、女性労働者、年少労働者の雇用、②これらの労働者の事故防止に対する無関心、③事故技術に習熟した監督者の不在、④戦争用資材生産のための既存機械の改修、⑤超過勤務、⑥経営方法の変化による危険の増加、⑦機械の追加設置による作業場の過密、の7つがあげられた。他方では、「労働の中断とそれに伴う従来の高賃金の減額を恐れて、労働者が小さな事故を報告しないことがしばしばみられた。多くの場合、事故負傷者は、再び全額の賃金を得るために、できるだけ早く労働できるようにまじめに努力する」と記され、補償義務のある事故件数が至る所で減少したのは主としてそれによる、という指摘もなされた。また、確認された数字からみると、事故は平時の水準にまで低下すると結論できるけれども、事故防止は引き続き重要であるとして、この問題に関するすべての変化と新たな経験を報告することが求められた。

1916年12月「祖国勤労奉仕法」が総力戦体制を一層強化したこととかかわって、16年12月20日の鉱工商業保険組合宛てのライヒ保険庁「同文通達」は、同業保険組合の承認の下で、女性と年少者も従来なじみのなかった仕事に就くことができるとし、その条件として、企業家が、①女性、年少者の雇用が経営継続のためにどう

しても必要であること、②作業の選択、安全な作業着の着用、事故予防措置つき設備の整備と機械・装置利用における細心の指示によって被保険者の保護に配慮していること、をあげた。また、増加している戦傷者の雇用に当たっても事故防止規定を好意的に解釈することが勧められた。17年2月13日の農業保険組合に対する「同文通達」でも、女性や年少者、戦傷者といった農業に不慣れな労働力の雇用が増大していることが指摘され、「現状で可能な限り、事故防止を遂行するためにあらゆる適切な措置がとられることが緊急に必要である」とされた<sup>166)</sup>。

同業保険組合自身も事故防止の規定を点検・改定するとともに、その遵守に努めた。戦争期間中に、32の鉱工商業保険組合と10の農業保険組合で新たな事故防止規定が策定されたり、追加されたりした<sup>167)</sup>。また、事故防止規定を遵守するために戦争期間中、ほとんどの同業保険組合に技術監督職員のポストがおかれ、その数は総計600に近くであった。充足率は90%を超えていたけれども、多くの場合、会計との兼務であった。そして、技術職員による視察は、鉱工商業保険組合の場合、1914年には延べ6万9000日であったが、16年には3万5000日に、18年には

166) 戦争期間中にライヒ保険庁から出された「同文通達」のうち直接に確認できたものは、1915年8月30日付、16年10月30日付、16年10月30日付、16年12月20日付、17年2月13日付のそれぞれであり、その掲載箇所は以下のとおりである。Amtliche Nachrichten des Reichsversicherungsamts, 31. Jg. Nr. 9, 15. September 1915, S. 658; 32. Jg. Nr. 10, 30. Oktober 1916, S. 663-666; Nr. 12, 23. Dezember 1916, S. 770-771; 33. Jg. Nr. 2, 28. Februar 1917, S. 233-234.

167) Die berufsgenossenschaftliche Unfallverhütung während des Krieges, S. 29. ヴィッケンハーゲンは、困難な状況のなかで1915-17年に10の同業保険組合で新事故防止規定が作られたことをあげ、それを次のように評価している。「これは、同業保険組合のこの部分での活動が戦争中も休止することなく、可能な範囲で一層追求されたことを示している。」E. Wickenhagen, *Geschichte der gewerblichen Unfallversicherung*, Textband, S. 159.

3万日を下回るまでに減少した<sup>168)</sup>。多くの職員の軍事召集による視察業務の弱体化を補うために、ライヒ保険庁の5人の技術職員が、場合によっては庁官が同行して、繰り返し視察旅行を行った。これは、保険庁による作業場への立ち入りを認めた「ライヒ保険法」第889条の規定に基づくものであった。この視察では、個々の工場で事故防止が十分になされているかどうかが点検されるとともに、この点に関する経営者・職員・労働者の関心向上・教育に重点が置かれた<sup>169)</sup>。

戦争後半期になっても、労災保険の保証対象となる事故数が一定の範囲内にとどまったについては、うえのような事項防止の活動が一定の役割を果たしたと考えられる。

それとやらんで、事故数の増加が抑えられたことについては、別の要因が働いていたことも看過されてはならない。1916年8月30日の「同文通達」には、簡単ながらも、労働者が賃金の減額を避けるべく小さな事故については報告をしないという記述がみられたのである。

**係争とその処理** 1914年8月10日にライヒ保険庁から同業保険組合に出された「同文通達」では、係争中の上訴案件をできるだけ速やかに解決し、そのために、場合によっては法律上の手段を取り下げ負傷者の要求を認めること、また、年金の切り下げや停止に関する異議申し立ての決定を取り下げることが要請されていた。労災保険制度にかかわる係争とその特徴についても

みておかねばならない。

もともと労災保険制度では、同業保険組合は組合員である企業家の総会で選出された理事会によって管理・運営され（「ライヒ保険法」第685、686条）、給付に関する決定は保険組合の理事会ないし地区理事会によってなされることとされた（同、1568条）。「決定」Bescheid に対しては「異議の申立て」Einspruch が認められ、それは保険者に対して書面でなされた（第1591条）。それがなされると、申し立て者や、場合によっては医師の意見聴取を経て「最終決定」Endbescheid が下された（第1606条）。この「最終決定」に対しては上級保険庁評決部への「控訴」Berufung が（第1675条）、上級保険庁評決部の「判決」Urteile に対してはさらにライヒ保険庁ないし邦保険庁への「上告」Rekurs（第1699条）が認められた。そして、上告の審理では雇用主と被保険者の意見が求められた（第1702条）。このように、労災保険制度の管理・運営は保険者によってなされ、労働者代表は上級保険庁やライヒ保険庁の非常勤庁員の一部に選出されるにとどまり、その意思が表明される場も限られていたのである。このために、労災保険においては疾病保険や廢疾 = 遺族保険の場合よりも多くの係争が生じていたという<sup>170)</sup>。

労災保険の給付にかかわる同業保険組合の理事会ないし地区理事会の「決定」数は第36表に示されている。これによると、1913年には52万件近くであった「決定」数は、14年には46万2000件へと急落し、その後も17年までは、38万4000件、36万9000件、36万2000件と減少を続け、18

168) 同業保険組合の技術職員数とそれによる視察日数については、*Amtliche Nachrichten des Reichsversicherungsamts* に掲載されている年々のライヒ保険庁業務報告 *Geschäftsbericht des Reichsversicherungsamts* によった。

169) 戦時庁 *das Kriegsamt* には爆薬・弾薬工場監督本部が設置され、これが事故防止活動に当たった。Die berufsgenossenschaftliche Unfallverhütung während des Krieges, S. 29.

170) J. Boyer, *Unfallversicherung und Unternehmer im Bergbau. Die Knappschafts-Berufsgenossenschaft 1885-1945*, München 1995, S. 47-50; 福沢直樹『ドイツ社会保険史』、名古屋大学出版会、2012年、46、59-60ページ。

第36表 第1次世界大戦期労災保険における「決定」

(単位: 件数)

| 年    | 「決定」数   | うち、「最終決定」 | うち、負傷者有利 |
|------|---------|-----------|----------|
| 1913 | 519,902 | 70,372    | 10,324   |
| 1914 | 462,028 | 74,451    | 6,123    |
| 1915 | 384,095 | 53,879    | 4,631    |
| 1916 | 368,607 | 49,676    | 4,230    |
| 1917 | 361,511 | 45,482    | 3,679    |
| 1918 | 365,806 | 45,095    | 4,106    |
| 1919 | 371,568 | 45,849    | 4,755    |

資料: *Amtliche Nachrichten des Reichsversicherungsamts*, 33. Jg. Nr. 3, 1917, S. 339; 35. Jg. Nr. 3, 1919, S. 223; 36. Jg. Nr. 3, 1920, S. 237.

年には36万6000件へとやや持ち直した。さきに見た新規の受給件数の「決定」数に対する割合をみると、13年の29%から14、15年には26%にまで落ち込んだが、17、18年には約30%であった。労災保険の給付が認められたのは、同業組合理事会ないし地区理事会が下した「決定」の1/3弱だったことになる。

「決定」に対して「異議の申し立て」がなされ、「最終決定」が下されたケースは、1913年には約7万件あり、「決定」に対するその割合は14%であった。「異議の申し立て」件数とそれが「決定」に占める割合の推移をみると、14年には7万4000件で16%へと上昇したが、15年には5万4000件で14%に戻り、16~18年には5万~4万5000件で、12~13%であった。「異議の申し立て」は総じて低位であった。そして、「最終決定」において「有権利者に有利な結果が得られた」zu Gunstigen des Berechtigten ケースは、13年には約1万件で最終決定全体の15%近くであったが、この割合は14~17年には8%台へと下落し、18年には僅かに持ち直したたけれども、9%弱にとどまった。「異議の申し立て」を行っても、負傷者の主張が認められたのは1/10にも満たなかった。

「最終決定」で決着がつかなかった案件については、「控訴」と「上告」の可能性が残されていたが、そのうちの「上告」数の動向を3保険についてみたのが第37表である<sup>171)</sup>。これによると、まず、労災保険の係争数は疾病、廃疾の2保険よりも群を抜いて大きかったことが目を惹く。制度の違いがこのような形で表れるのは予想されたことでもあった。この表からはまた、労災保険における「上告」数が、14年の約8100件から15年には5700件へと大きく減少し、その後も16年に5200件、17年に4100件へと減少をつづけたことも分かる。「上告」数の減少は「ライヒ保険法」によって裁判が制限されたことによるものであり、この傾向は開戦前からみられたとする指摘が多くなされた<sup>172)</sup>。

1年間に扱われた「上告」のうち、その年に解決されたものは14年には1万3500件で、「上告」全体に占める割合は57%であった。1年間に解決された「上告」数のその後の動きをみると、15年には8800件55%、16、17年には7500件、5500件とともに61%と推移して、18年には3900

171) 以下の係争に関する叙述には次の文献を参照した。  
H. v. Frankenberg, *Der Geschäftsbericht des Reichsversicherungsamts für 1913*; ders., *Das Reichsversicherungsamt im Kriegsjahr 1914*; ders., *Die deutsche Sozialversicherung im Jahr 1915*; ders., *Die deutsche Sozialversicherung im Jahr 1916*; ders., *Die deutsche Sozialversicherung im Jahr 1917*; ders., *Die deutsche Sozialversicherung im Jahr 1918*, in: *Soziale Praxis und Archiv für Volkswohlfahrt*, 23. Jg. Nr. 34, 21. Mai 1914, Sp. 945-947; 24. Jg. Nr. 29, 15. April 1915, Sp. 669-671; 25. Jg. Nr. 28, 13. April 1916, Sp. 637-640; 26. Jg. Nr. 36, 7. Juni 1917, Sp. 735-737; 27. Jg. Nr. 43, 25. Juli 1918, Sp. 667-669; 28. Jg. Nr. 51, 18. September 1919, Sp. 930-934; F. Kl., *Die Reichsversicherung im Jahr 1915*; Homo Hallensis, *Die Unfall- und Hinterbliebenen-Versicherung im Jahr 1916*; *Die Unfall-, Invaliden- und Hinterbliebenen-Versicherung vor dem Reichsversicherungsamt*, in: *Deutsche Krankenkassen-Zeitung*, 16. Jg. Nr. 13, 1. Mai 1916, S. 73-74; 17. Jg. Nr. 15, 21. Mai 1917, S. 85-86; 18. Jg. Nr. 18, 21. Juni 1918, S. 103-104.

第37表 第1次世界大戦期社会保険の係争

(単位：件数)

| 保険種別 | 年   | 1914   | 1915   | 1916   | 1917  | 1918  |
|------|-----|--------|--------|--------|-------|-------|
| 労災保険 | 年初  | 15,668 | 10,294 | 7,213  | 4,894 | 3,477 |
|      | 当該年 | 8,139  | 5,701  | 5,194  | 4,085 | 3,876 |
|      | 合計  | 23,807 | 15,995 | 12,407 | 8,979 | 7,353 |
|      | 解決  | 13,513 | 8,782  | 7,513  | 5,502 | 3,858 |
|      | 未決  | 10,294 | 7,213  | 4,894  | 3,477 | 3,495 |
| 廃疾保険 | 年初  | 2,901  | 2,237  | 896    | 963   | 843   |
|      | 当該年 | 3,202  | 1,978  | 2,026  | 2,220 | 2,050 |
|      | 合計  | 6,103  | 4,215  | 2,922  | 3,163 | 2,893 |
|      | 解決  | 3,866  | 3,319  | 1,959  | 2,320 | 2,319 |
|      | 未決  | 2,237  | 896    | 963    | 843   | 574   |
| 疾病保険 | 年初  |        | 71     | 96     | 68    | 59    |
|      | 当該年 | 140    | 311    | 276    | 200   | 184   |
|      | 合計  | 140    | 382    | 372    | 268   | 243   |
|      | 解決  | 69     | 286    | 304    | 209   | 180   |
|      | 未決  | 71     | 96     | 68     | 59    | 63    |

註：労災保険については「上告」Rekursを、疾病、廃疾保険については「上訴」Revisionの数を示す。

資料：Geschäftsbericht des Hauptverbandes 1914, S. 61; Jahrbuch der Krankenversicherung, 1915, S. 16; 1916, S. 17; 1917, S. 11, 1918, S. 11, Amtliche Nachrichten des Reichsversicherungsamts, 33. Jg. Nr. 3, 1917, S. 340; 37. Jg. Nr. 3, 1921, S. 230.

件53%であり、両前年に比して8ポイントの減少となった。そして、表の「未決」欄にも示されるように、未解決で翌年さらにはそれ以降にまでに持ち越される案件は相当数にのぼった。このように審理に長時間を要したことも制度上の問題であった<sup>173)</sup>。

172) 1910年に年に2万5666件であった「上告」数は、12年には2万2827件、13年には1万2729年へと減少した。「上告」数の減少、およびそれが「ライヒ保険法」によることは、以下の文献が共通に指摘している。H. v. Frankenberg, Die deutsche Sozialversicherung im Jahre 1913, Sp. 947; ders., Die deutsche Sozialversicherung im Jahre 1915, Sp. 638; ders., Die deutsche Sozialversicherung im Jahre 1917, Sp. 668; F. Kl., Die Reichsversicherung im Jahr 1915, S. 73; Die Unfall-, Invaliden- und Hinterbliebenen-Versicherung im Jahre 1916, S. 85; Die Unfall-, Invaliden- und Hinterbliebenen-Versicherung vor dem Reichsversicherungsamt, S. 103.

「上告」の解決は、①「判決」Urteil、②「処分」、③その他（撤回、和解など）によってなされた。「判決」による解決のうち、差し戻されたものを除いてその理由をみたのが第38表である。これによると、「判決」数が著しく減少するなかで、「上告」理由も大きく変化した。1913年時点では、補償の決定に当って決定的であった事情の変化により年金額の改定を求めるものが1万1100件で全体の3%を占め、就業不能度をめぐるものが2000件12%、事故と就業不能の関係を問うものが1400件8%で、これにつづいた。ところが、それ以降、年金額の改定をを求める上告は年々減少して、18年には400件13%にすぎなかった。実に50ポイントの減少である。それとは逆に、就業不能度をめぐる案件は、絶対数としてはかなり大きな増減を繰り返したが、全体に占めるその割合は、17、18年には30%を超えるまでに増大した。また、事故と就業不能との関係を問題とする案件の割合も、17、18年には17%であった。事故の立証性 ob der Unfall erwiesen war と事故の存在 ob ein Betriebsunfall vorlag にかかわる「上告」も、14~18年に全体に占める割合を2倍以上に増大させ、18年にはそれぞれ11%、8%を占めた。戦争期間中に、「上告」数が減少するなかで、その理由の構成も大きく変化したのである。

173) クレアイスは、「異議の申し立て」から「控訴」、「上告」における審理が長い期間にわたり、その間に事故当時の状況が変化してしまうという問題点を指摘している。F. Kleeis, Die Geschäftsgang vor dem Reichsversicherungsamt, in: Arbeiter-Versorgung, 32. Jg. Heft 12, 21. April 1915, S. 268-271. 「上告」数のうち「上告」された年のうちに解決した案件の割合は、1914、15年には22%、16年には35%、17年には44%、18年には40%であり、「上告」の翌年に解決された割合は、14年から順に52%、64%、53%、43%であった。Geschäftsbericht des Reichsversicherungsamts für das Jahr 1918, in: Amtliche Nachrichten des Reichsversicherungsamts, 35. Jg. Nr. 3, 15. März 1919, S. 230.

第38表 第1次世界大戦大戦期労災保険における上告理由

(単位：件数)

| 年    | 判決数    | 上告の理由 |        |             |       |              |
|------|--------|-------|--------|-------------|-------|--------------|
|      |        | 事故の存在 | 事故の立証性 | 事故と就業不能度の関係 | 就業不能度 | 事情変化による年金額改定 |
| 1913 | 16,966 | 590   | 770    | 1,414       | 2,014 | 11,092       |
| 1914 | 11,589 | 449   | 594    | 871         | 1,406 | 7,199        |
| 1915 | 7,683  | 314   | 453    | 844         | 885   | 4,018        |
| 1916 | 6,360  | 359   | 438    | 908         | 1,063 | 2,653        |
| 1917 | 4,609  | 325   | 382    | 776         | 1,461 | 852          |
| 1918 | 3,145  | 239   | 327    | 533         | 1,004 | 396          |
| 1919 | 3,806  | 335   | 400    | 545         | 1,398 | 357          |

資料：Amtliche Nachrichten des Reichsversicherungsamts, 33. Jg. Nr. 3, 1917, S. 342, 344; 35. Jg. Nr. 3, 1919, S. 226, 228; 36. Jg. Nr. 3, 1920, S. 240, 242.

第39表 第1次世界大戦期労災保険における上告とその結果

(単位：件数)

| 年    | 上告件数と訴え |        |       | うち、<br>解決 | 判決結果   |       |      | うち、被保険者 | 保険者   |     |       |       |    |
|------|---------|--------|-------|-----------|--------|-------|------|---------|-------|-----|-------|-------|----|
|      | 合計件数    | 被保険者   | 保険者   |           | 追認     | 変更    | 差し戻し |         | 追認    | 変更  | 差し戻し  |       |    |
| 1913 | 34,607  | 26,378 | 8,229 | 18,939    | 12,259 | 4,519 | 188  | 10,414  | 2,713 | 162 | 1,845 | 1,806 | 26 |
| 1914 | 23,807  | 19,259 | 4,548 | 13,513    | 8,312  | 3,116 | 161  | 7,100   | 1,993 | 134 | 1,212 | 1,123 | 27 |
| 1915 | 15,995  | 13,300 | 2,695 | 8,782     | 5,966  | 1,614 | 103  | 5,252   | 990   | 72  | 714   | 624   | 31 |
| 1916 | 12,407  | 10,327 | 2,080 | 7,513     | 4,861  | 1,413 | 86   | 4,244   | 903   | 78  | 617   | 510   | 8  |
| 1917 | 8,979   | 7,452  | 1,527 | 5,502     | 3,548  | 898   | 63   | 3,052   | 608   | 53  | 496   | 390   | 10 |
| 1918 | 7,353   | 6,044  | 1,309 | 3,858     | 2,388  | 719   | 38   | 2,043   | 474   | 28  | 345   | 245   | 10 |
| 1919 | 6,895   | 5,580  | 1,315 | 4,646     | 2,898  | 850   | 58   | 2,432   | 478   | 52  | 466   | 372   | 6  |

資料：Amtliche Nachrichten des Reichsversicherungsamts, 33. Jg. Nr. 3, 1917, S. 340-342; 35. Jg. Nr. 3, 1919, 224-226; 36. Jg. Nr. 3, 1920, S. 238-241.

「上告」を起こした主体と結果についてもみておこう(第39表)。1913年の3万5000件の「上告」のうち、2万6000件が被保険者(76%)、8000件が保険者(24%)によるものであった。14~18年には80%強が被保険者、20%弱が保険者によるものとなり、被保険者が訴える割合が一層高まった。「異議の申し立て」によって主張を認められなかった被保険者が「控訴」し、さらに「上告」するケースが多かったと考えられる。なお、部門別の「上告」数をみると、13年には鉱工業保険組合が85%、農業保険組合が15%を占めたが、その後、鉱工業保険組合の比率はますます高まり、18年にはその割合は

88%であった<sup>174)</sup>。

「上告」の結果をみると、「決定」の「追認」

174) H. v. Frankenberg, Die deutsche Sozialversicherung im Jahre 1913, Sp. 947. 1913年に下された「決定」数45万件のうち、鉱工業保険組合のそれは28万件、農業保険組合のそれは17万件であった。Geschäftsbericht des Reichsversicherungsamts für das Jahr 1916, in: Amtliche Nachrichten des Reichsversicherungsamts, 33. Jg. Nr. 3, 31. März 1917, S. 239. 1918年の「決定」件数36万5806のうち、鉱工業は23万6334、農業のそれは12万9472。ところが「上告」数では前者が3391であったのに対して、後者は485にとどまった。H. v. Frankenberg, Die deutsche Sozialversicherung im Jahre 1918, Sp. 932. なお、両部門の比率はH. v. Frankenberg, Die deutsche Sozialversicherung im Jahre 1916, S. 736; ders., Die deutsche Sozialversicherung im Jahre 1917, Sp. 668-669; Die Unfall-, Invaliden- und Hinterbliebenen-Versicherung vor dem Reichsversicherungsamt, S. 103でもあげられている。

Bestätigung というケースが1913、14年にはそれぞれに1万2300件、8300件で判決全体の72%を占めた。「追認」件数は年々減少して18年には2400足らずであったが、その割合はやや上昇して15～18年には76～78%であった。それに対して「決定」の「変更」Abänderung は、13、14年には4500件、3100件で、その割合は27%であったが、年々減少して17、18年には1000を割り、その割合も21～23%へとやや低下した。「差し戻し」の割合は14～18年をとおして1%に過ぎなかった。このように、「上告」では「決定」の「追認」が全体の $\frac{3}{4}$ 以上を占め、「決定」が「変更」されることは、 $\frac{1}{4}$ にも満たなかった。

さらに、「上告」結果をその主体別にみると、被保険者の場合には1914年には「追認」が7100件で77%を占めた。「追認」数は18年の2000件まで減少を続けたが、その割合は逆にやや上昇して15～17年には82～83%前後で推移し、18年には80%であった。それに対して「決定」の「変更」が認められたのは、14年の2000件（22%）から18年の470件まで減少を続け、その割合も15～18年には16～19%であった。被保険者が、それまでの諸段階における決定内容を不服として「上告」しても、その主張が認められることは少なかったのである。これに対して、保険者がおこした「上告」の場合、14年に「追認」数が1845、「変更」数が1806で、辛うじて「追認」数が「変更」数を上回ったけれども、被保険者の場合と比較すると、「追認」の割合が低く、「変更」の割合が高い。15～17年には「追認」が55%近く、「変更」が45%近くを占めたが、18年には「追認」が345件58%、「変更」が245件41%にまで落ち込んだ。戦争期間中にも両者間の比重が大きく変わることはなく、保険者の「上告」では、従来の決定が変更されるケースが40%超を

占めていた。被保険者の場合とはかなり大きな違いがあったのである<sup>175)</sup>。

外国人労働力の調達と保険制度 1916年9月に『月刊労働者保険』第10巻第8/9号に掲載された「戦争に関連した労災保険の法とその実施」は、外国人の問題を大きくとりあげた。戦争経済の進展にとって重要な意味をもった外国人労働力は保険制度にとっても無縁ではなかったのである。ここでは、外国人労働力の問題の概要、および、それと労災保険制度とのかかわりを確認しよう<sup>176)</sup>。

大戦期ドイツにおける外国人労働力のあり方

175) この点にはフランケンベルクが度々触れている。H. v. Frankenberg, Die deutsche Sozialversicherung im Jahre 1915, Sp. 638; ders., Die deutsche Sozialversicherung im Jahre 1917, Sp. 669; ders., Die deutsche Sozialversicherung im Jahre 1918, Sp. 932. また、「年金をめぐる闘争はますます厳しい形態をとり、負傷者にますます不利になっている。」という指摘もあった。Die Reichsversicherung im Jahre 1915, S. 73

176) 外国人労働力の問題は大戦期のドイツを理解するうえで重要であるが、それを立ち入って論じることは本稿の課題を超えている。ここでは、以下の研究に依拠して大雑把な特徴を捉えるにとどめる。F. Zunkel, Die ausländische Arbeiter in der deutschen Kriegswirtschaftspolitik des 1. Weltkrieges, in: G. A. Ritter (Hrsg.), *Entstehung und Wandel der modernen Gesellschaft*. Festschrift für Hans Rosenberg zum 65. Geburtstag, Berlin 1970; L. Elsner, Sicherung der Ausbeutung ausländischer Arbeitskräfte, in: *Zeitschrift für Geschichtswissenschaft*, 24. Jg., 5, 1976; ders., Belgische Zwangsarbeiter in Deutschland während des ersten Weltkrieges, in: *Zeitschrift für Geschichtswissenschaft*, 24. Jg., 11, 1976; ders., Liberale Arbeiterpolitik oder Modifizierung der Zwangsarbeitspolitik? Zur Diskussion und zu den Erlassen über die Behandlung polnischer Landarbeiter in Deutschland 1916/1917, in: *Jahrbuch für Geschichte der sozialistischen Länder Europas*, Bd. 22/2, 1978; U. Herbert, Zwangsarbeit als Lernprozeß. Zur Beschäftigung ausländischer Arbeiter in der westdeutschen Industrie im Ersten Weltkrieg, in: *Archiv für Sozialgeschichte*, 24. Bd. 1984; ders., *Geschichte der Ausländerbeschäftigung in Deutschland 1880-1980. Saisonarbeiter Zwangsarbeiter Gastarbeiter*, Berlin/Bonn 1986, S. 84-86 (U. Herbert, *A History of Foreign Labor in Germany, 1880-1980. Seasonal Workers/Forced Laborers/Guest Workers*, Michigan, 1990)はうえの英訳本である。)

には大雑把にあって3つの類型があった。その1つは戦争捕虜である。1914～18年にドイツ軍に拘束された捕虜数は約250万人で、その内訳は、ロシア人143万人、フランス人54万人、イギリス人19万人、ベルギー人5万人であった。私企業における捕虜の使用は14年12月に始まり、その後拡大した。16年8月の時点で111万人の捕虜が労働力として用いられたが（農業に74万人、工業に33万人）、とくに鉱山業に投入された捕虜数は16年12月には5万4000人を超え、全従業員の14%を占めた。その割合が30%近くに達する炭鉱もあった。ただ、捕虜は保険制度とはかわりがなく、17年8月の「戦争捕虜の扶助に関する法律」(47)でも、ドイツ軍政部の統制下にある限り、適切な扶助を受けるとされるにとどまった<sup>177)</sup>。

第2の類型は、東部を中心に農業労働者として雇用されていたロシア国籍のポーランド人労働者であった<sup>178)</sup>。開戦後間もない1914年8月4日にプロイセン陸軍省は、軍管区内の治安維持の責任を負う副総司令官に対して、ドイツ領内在住の敵国出身農業労働者の帰国を阻止し、可能な限り収穫などの差し迫った仕事に従事させ

るよう指示した。この時点では、根菜類の収穫後には、兵役義務者および冬を超えた雇用契約の締結者を除いて、敵国出身者全員を追放することが予定されていた。ところが、9月5～12日のマルヌの戦闘におけるドイツ軍の後退以降、戦争が長期化の様相を呈し、それに対する経済の対応が迫られ、また、その一部として軍事景気の昂揚が始まるなかで、この方針は早くも10月14日には転換された。労働力として用いるべく、50万人に近いポーランド人労働者を強制的にドイツ国内に留めることとされたのである。これに加えて、15年初頭からはドイツの占領地域、とくにワルシャワ総督管区のポーランド人も労働力として調達された。終戦までにポーランドで調達された労働者数は50～60万人にのぼった。

これらのポーランド人労働者には、帰国や移動、さらに抗議やストライキが禁じられ、休暇も制限された。しかし、こうした方策は意図どおりの成果をあげることができず、1916年10月4日付けドイツのポーランド総督による「労働忌避克服のための命令」Verordnung zur Bekämpfung der Arbeitsscheu といった一層の強制強化策も、ポーランド人労働者の労働忌避や逃亡を防ぐことはできなかった。15年10月から16年11月までに期間に1万人を超えるポーランド人が職場を去り、翌17年にはその数は2万を超えた。加えて、ドイツの強制的な措置は外国からの批判を浴び

177) ヘルベルトは、捕虜の場合には、①監視、②逃亡、③反抗と無規律といった問題点があったことを指摘したうえで、「捕虜の雇用に問題がなかったわけではないが、費用と収益の関係はドイツからみれば大きなプラスであった」、と述べている。U. Herbert, *Geschichte der Ausländerbeschäftigung in Deutschland 1880-1980*, S. 86. 第1次世界大戦期の捕虜問題全般を扱った研究としては、H. Jones, *Violence against Prisoners of War in the First World War. Britain, France and Germany, 1914-1920*, Cambridge, 2011がある。また、鉱山企業に多く就業していた捕虜が保険の対象外であった点については、プアーエは次のように述べている。「20%にも達する戦争捕虜が保険外であったことにより、鉱山企業にとっては、財務的な利益もしくは労災保険のための負担軽減が生じた。……負傷した捕虜の世話は抑留所の任務であった。同業保険組合、最終的には鉱山企業の財務的効果と国民的な結果とは区別しなければならない。」J. Boyer, *Unfallversicherung und Unternehmer im Bergbau*, S. 50-53.

178) 開戦時には約120万人の外国人労働者（ポーランド人やウクライナ人などの農業労働者50万人とオーストリア人、イタリア人、オランダ人を中心に70万人近くの工業労働者70万人）がドイツに在住していた。開戦直後には、ドイツ企業の営業の停止・縮小や自国における召集などによって多くの労働者が、とくにオーストリア、イタリアからの労働者が帰国したが、東部の農業労働者については事情が異なっていた。註176) であげた文献による。

ることにもなった。こうした状況に対処すべく、17年10月15日のプロイセン陸軍省布告は、ポーランド人労働者に年次休暇を認め、労働・生活条件上の弊害を是正するために、「監督・扶助委員会」Kontroll- und Fürsorgekommissionenを設置することとした。ポーランド占領地域で多数の求職者数が得られたことが示すように、これは一定の成果をあげたけれども、逃亡者数も高い水準を保ったままであった。

経済の軍事体制化によって、それと関連する鉱工業部門でも、生産の拡大に必要な労働力の調達が大きき問題となった。文民捕虜を含めて、ポーランド人労働者の一部が工業にも投入されたけれども、それでは増大する労働力需要を満たすことはできなかった。そこで注目されたのがベルギー人労働力であった。これが外国人労働力の第3の類型である。1914年にベルギーはドイツ軍に占領され、その大部分はドイツ総督管区の管理下におかれた。さしあたってはそこでベルギー人労働者が徴用されたが、15年春からはベルギー人労働者のドイツへの強制的移送が始まった。同年7月にはドイツ鉄鋼業連盟の主導の下でブリュッセルにドイツ工業協会 das Deutsche Industrieinstitut が設置されたが、そのドイツ工業事務所 das Deutsche Industriebüro は、ドイツ工業、とくにライン＝ヴェストファーレンの重工業のために労働力を調達した。15年7月～16年10月の期間にドイツへ送られたベルギー人労働者の数は3万人を超えたが、これはドイツ側が期待した数にはとても及ばないものであった。ベルギーの失業者にたいする国内外の救援組織による扶助活動、ポーランド人の場合ほど強制が苛酷ではなかったといった事情も調達を難しくしていた。しかし、総力戦体制が強化されるなかで、ベルギー人労働力をドイツ工業のた

めに利用するという圧力は強まった。16年9月16日に陸軍省における協議でシュティンネス Hugo Stinnes やデュースベルク Carl Duisberg、クルップ Gustav Krupp、ラーテナウ Walter Rathenau といった軍事工業の代表者はベルギー人の強制連行を主張し、70万人という数字をあげた。これに対しては慎重論も存在したが、16年10月26日から大規模な連行・収容が始まった。失業者を軍事目的ではない職に就ける場合には強制連行は国際法上受け入れられるという解釈のもとでの実行であった。しかし、この措置は、国際世論におけるドイツ軍国主義のイメージを強め、ドイツの外交的孤立を招く一因となって、17年2月には廃止され、手付金や労働契約期間の短縮、家族扶助などの手段を用いた間接的な強制策に転換された。ドイツへ連行されたベルギー人の数は、15年7月から17年2月までに11万人、さらに17年2月から18年夏までに10万人となり、終戦時には約13万人がドイツで雇用されていた。

以上のように、多数のポーランド人やベルギー人が戦争経済遂行のために不可欠な労働力として強制的にドイツに連行され、農鉱工業に投入された。けれども、すでに述べたように、これらの外国人労働者をドイツ側の意図どおりに働かせることは難しく、逃亡や抵抗を避けることは難しかった。また、外国からの批判や国際法上の問題を無視することもできなかった。こうした状況は、形式的なものであっても、労働契約や移住の自由を認めることを要請した。1916年6月14日「ライヒ保険法の労災保険に関する規定の無効化に関する布告」(24)、11月2日「戦争中の外国人の疾病保険に関する布告」(31)、17年1月25日「敵国国民の疾病＝労災＝廢疾保険に関する布告」(36)、3月30日「敵国国民の労災保険に関する布告」(40)といった一連の布

告がポーランド人やベルギー人に保険制度を適用することとしたのは、強制的な連行が大規模化ながらも、それに対する抵抗や批判によって強制策の一定の見直しがなされた時期にあたった。個人の自由を前提とする保険制度の適用は、外国人労働者の連行、労働力としてのその投入が有する強制的な性格の印象を弱めるうえで、何がしかの意味をもちえただろう。他方で、外国人労働者がおかれた状況を考えると、保険制度の実効性については疑問が残る。

#### d 小括

以上、第1次世界大戦期のドイツ労災保険制度の動向を辿ってきた。そこで特徴的と思われる点を簡単にまとめておこう。

まず目を惹くのは、労災保険制度が4年余にわたる戦争を大きな問題もなく乗り切ったことである。それには、疾病保険制度と比較して、戦争の影響が小さいといった制度上の特性があげられよう。戦争期間中に公布された、労災保険制度にかかわる法律・布告は、疾病保険制度のついでのものよりも少なく、その多くは、制度の根幹ではなく特殊な問題を扱ったものであった。

それでも、労災保険制度が戦争の影響を全く受けなかったわけではない。主要な保険者である同業保険組合が部門別・地域別に組織されていたために、戦争の長期化、とくに戦時経済化の進行とともに、それとかわりの深い部門の同業保険組合では被保険者数が増大し、逆にそ

れとかわりの薄い部門のそれではそれが激減した。それでも、いずれの部門の同業保険組合も従来からの枠組みのなかで制度を運営し、その財政が揺らぐことはなかった。それについては、「ライヒ保険法」の規定による伸縮性のあるシステムと、制度の成立から開戦に至るまでの期間に作りあげられた堅固な実績が大きな役割を果たした。

しかし、少し視野を広げてみると、制度の運用上、あるいは制度の周縁に大きな問題が伏在していたことが分かる。その1つは労災保険制度の係争処理のシステムであった。係争数そのものは減少傾向をたどっていたけれども、給付の決定とそれをめぐる係争において被保険者の意思表示の場は極めて限られていたし、その主張が認められることも少なかった。保険制度における一方の当事者である被保険者が制度の運用に限定的にしか関与できないというのは、制度として大きな問題であろう。

いま1つの問題は外国人労働者、とくにポーランド人とベルギー人の扱い、それと保険制度のかかわりである。これらの労働者は戦争期間中に保険制度の下におかれることになったけれども、それは保険制度とは別の事情によって要請されたという側面が強かったように思われる。そもそも、外国人の強制的な連行と使用は保険制度を超える大問題であり、それに保険制度が関与できる範囲は極めて限られたものであった。

[九州大学名誉教授]